

小千谷市の環境

～人間と自然との共生の下で
恵み豊かな環境を将来に伝える～

平成 30 年度の現状



山本山から見たおぢやクラインガルテンふれあいの里と越後三山

新潟県小千谷市

目 次

第1章 小千谷市の概要

第1節 市の位置・面積	2
第2節 気象	2
第3節 産業構造	3
第4節 都市計画用途地域別面積	3
第5節 人口	4

第2章 小千谷市環境基本計画の概要及び進行管理

第1節 小千谷市環境基本計画の概要	6
第2節 計画の進行管理	6

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく

1 森林の保全	9
2 農地の保全・活用	11
3 水辺環境の保全	17
4 水資源の保全	18
5 生態系の保全	20
6 自然とのふれあいの推進	21

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進	25
2 公害のないまちづくりの推進	30
3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進	43

第3節 地球環境保全を意識し、行動していく

1 地球環境問題への対応	53
2 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進	55

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

1 環境情報の共有	59
2 環境教育・環境学習の推進	59
3 地域における環境活動とパートナーシップの推進	62

資料編

1 取組指標	資料-1
2 環境基準	資料-4
3 用語解説	資料-7
4 小千谷市環境基本条例	資料-11

第1章 小千谷市の概要

第1章 小千谷市の概要

第1節 市の位置・面積

面積	155.19 km ²		広ぼう	東西	17.21 km	周囲	86.1 km	標高	最高	581m
				南北	20.01 km			最低	27m	
位置	極東	東経 138 度 54 分 (大字塩谷)			極南	北緯 37 度 12 分 (大字岩沢)				
	極西	東経 138 度 44 分 (真人町)			極北	北緯 37 度 23 分 (片貝町)				

第2節 気象

当市の最近 10 年間における平均気温は 12.6 度、平均年間降水量は 2,273.8mm、平均総降雪量は 680.1cm となっています。当市は特別豪雪地帯に指定されています。

■気象状況

年	気温℃			降水量 mm	
	平均	最高	最低	総数	日最大量
H21	12.7	33.2	-7.9	2,023.5	56.5
H22	12.8	36.4	-6.8	2,515.0	68.5
H23	12.2	36.1	-7.3	2,791.5	134.0
H24	12.1	35.8	-9.1	2,230.5	66.0
H25	12.3	36.9	-7.8	2,295.5	88.5
H26	12.2	37.0	-9.5	※1736.0	69.0
H27	12.7	37.8	-7.0	2,012.0	59.0
H28	13.4	35.0	-7.0	1,888.0	45.0
H29	12.3	35.8	-4.7	2,819.0	156.0
H30	13.2	37.6	-8.5	1,960.0	106.5

※平成 26 年の降水量総数は、12 月分が欠測となっています。

■降雪状況

年次	総降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
21~22	626	305
22~23	815	424
23~24	1237	395
24~25	948	415
25~26	623	270
26~27	667	356
27~28	422	206
28~29	402	238
29~30	824	339
30~31	392	187

資料：消防年報

第3節 産業構造

古くから物づくりが盛んな本市は、織物を中心に発展してきましたが、現在は、鉄工電子関連企業が地域経済を支えています。また、良質米の産地でもあり、米菓や清酒など食品加工製品も数多く製造されています。

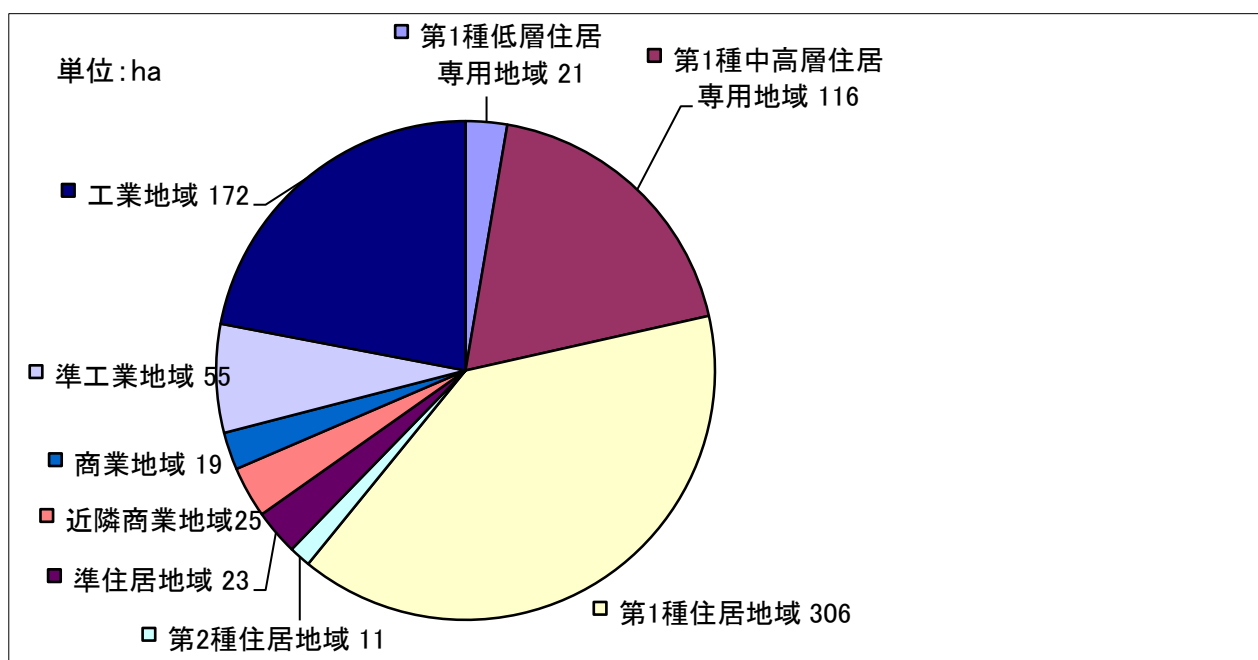
■産業別従事者数

(単位：人、%)

実施年		H7	H12	H17	H22	H27
第1次産業	従事者数	2,454	1,867	1,872	1,541	1,368
	構成比	10.4	8.4	8.8	7.9	7.3
第2次産業	従事者数	10,717	9,864	8,972	7,543	7,154
	構成比	45.6	44.5	42	38.7	38.1
第3次産業	従事者数	10,342	10,430	10,408	10,358	10,159
	構成比	44.0	47.1	49.0	53.1	54.1
その他	従事者数	1	11	38	32	91
	構成比	0.0	0.0	0.2	0.3	0.5
計	従事者数	23,514	22,172	21,290	19,474	18,772
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

第4節 都市計画用途地域別面積

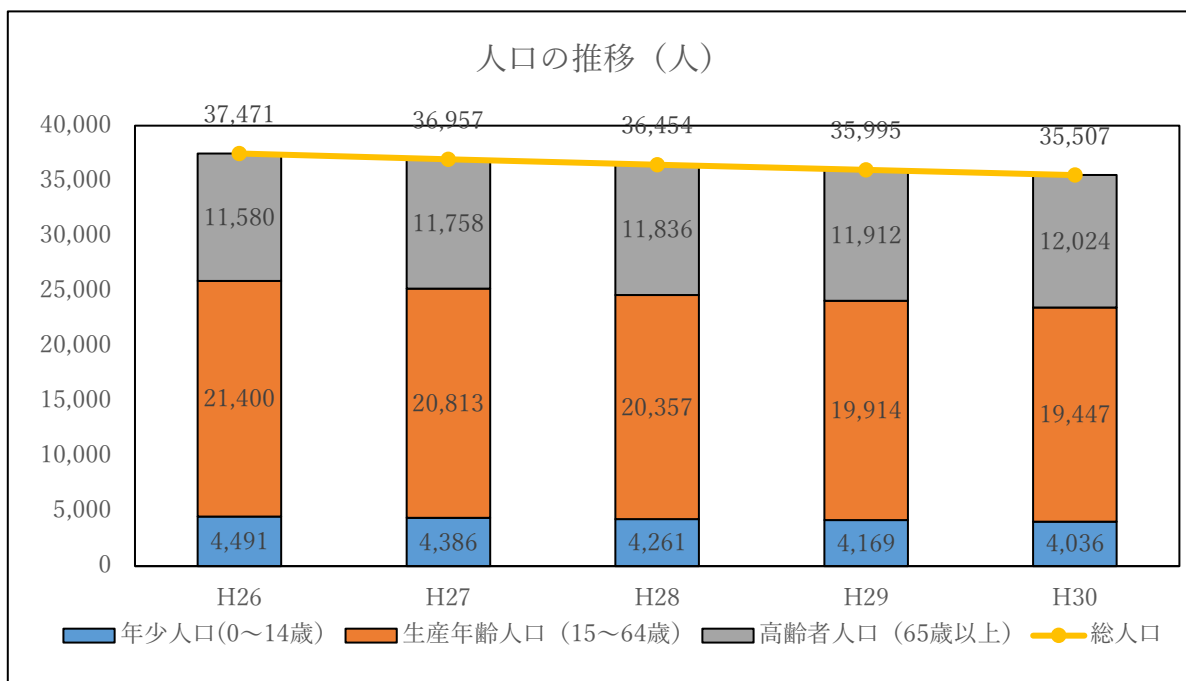


資料：小千谷市統計書（2019年版）

第5節 人口

平成30年の人口は、平成26年から1,964人減少し、35,507人となっており、年々減少しています。

また、平成30年度の人口に占める高齢者（65歳以上）は、33.9%を占めており、平成26年度と比較し3.0ポイント増加し、人口に占める高齢者人口の割合は年々増加しています。



資料：市民生活課

第2章 小千谷市環境基本計画の概要及び進行管理

第2章 小千谷市環境基本計画の概要及び進行管理

第1節 小千谷市環境基本計画の概要

市では、「人間と自然の共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える」ための基本的な方向を定めるため、平成18年3月に「小千谷市環境基本計画」（目標期間：平成18年度から平成27年度まで）を策定しました。

環境情勢の変化等を反映し、市民、事業者参画の下に、さらなる環境づくりを目指すため、平成28年3月に「第二次小千谷市環境基本計画」（計画期間：平成28年度から令和7年度【平成37年度】まで）を策定しました。平成28年度以降は、この第二次環境基本計画に沿って様々な環境施策を進めています。

また、社会情勢や環境の課題変化に柔軟に対応するため、概ね5年を目途に必要な見直しを行うこととしています。

第2節 計画の進行管理

「小千谷市環境基本計画」に掲げられた施策の推進には、進行管理が極めて重要です。市では、以下のような方法で計画の進行管理を行っています。

(1) 環境審議会による進行管理

ア 環境審議会の開催

環境審議会において、「小千谷市環境基本計画」の見直しや「環境に関する年次報告書」などについて審議を行っています。

イ 環境調整会議の開催

市の内部組織である環境調整会議において、「小千谷市環境基本計画」などについて全庁的な総合調整を行っています。

(2) 年次報告書の公表

「小千谷市環境基本計画」に基づいて、環境の状況並びに望ましい環境像を実現するための施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」（小千谷市の環境）を毎年作成し、公表しています。

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく

～「四季の豊かな自然を育て、

水辺やみどりとのふれあいを大切にするまち」をめざして～

第1節 豊かな自然を守り、育てていく

1 森林の保全

(1) 現状と課題

- ・本市は総面積の約4割を森林が占めています。市内の森林は、ブナ、マツ、コナラを中心とした雑木林、スギの人口林などにより形成されており、これらの森林は身近な生物の生息・生育の場となっています。しかし、林業の担い手の不足等により除間伐などの適正な森林の維持が難しい状況にあります。
- ・きのこなどの特用林産物については、価格の低迷などにより、事業の継続性が危惧されています。
- ・森林には木材の生産機能以外にも、災害の防止、水源のかん養、動植物の生息地、景観形成など多様な公益的機能を有しています。この豊かな森林資源の保全と持続可能な利用の取組が求められています。その重要性を認識し、機能を保持していくための取組が必要となっています。

(2) 施策の取組状況

(ア) 森林の荒廃防止と適切な維持管理（農林課）【資料-1 基本方針 1(1)ア参照】

森林の持つ水源かん養など公益的機能の維持と適正な管理を目的に、森林組合では間伐作業を行っています。

また、市内の林道（10路線、総延長 33,820m）では、地域の住民が森林を適切に保全するため、林道の維持管理を行っています。市では、この活動に支援を行っています。

■ 森林組合による除間伐等の実施状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
除間伐等面積 (ha)	0	9.36	8.30	13.15	10.45

資料：農林課

■ 植林の実施状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
面積 (ha)	1.45	0	0	0	0
本数 (本)	9,162	0	0	150	0

資料：農林課

■林道の整備

林道の整備実績			
年度	舗装工事	維持修繕 工 事	災害復旧 工 事
H23	2 件 L=523m	5 件	45 件
H24	0 件	7 件	9 件
H25	0 件	7 件	9 件
H26	1 件 L=30m	6 件	8 件
H27	1 件 L=32.7m	3 件	4 件
H28	1 件 L=34m	4 件	2 件
H29	0 件	6 件	27 件
H30	0 件	5 件	5 件

林道の整備状況			
路線名	延長 (m)	路線名	延長 (m)
川井	4,754	山田	1,910
禰生木津	3,857	池ノ平	981
岩沢	6,053	真人北	2,920
金倉	4,212	市ノ沢	2,390
郡殿	3,398		
内ヶ巻	3,345		
		合計	33,820

資料：農林課

(イ) 特用林産物の生産支援 (農林課) 【資料-1 基本方針 1(1)イ参照】

えのきたけの栽培が行なわれています。

- ・平成 30 年度 特用林産物の生産量 308.7 トン

(ウ) 地元産木材の活用 (農林課、建設課)

地域材の製品量が確保されていないことから、市有施設への利用が進んでいない状況です。

(エ) 無秩序な開発などによる森林消失 (農林課) 【資料-1 基本方針 1(1)ウ参照】

森林の伐採や林地開発などについて、森林法等に基づき審査・指導を行うとともに残地森林協定を結ぶなど、森林の消失防止に取り組んでいます。

- ・平成 30 年度 森林所有者届出 8 件 6.46ha
伐採及び伐採後の造林の届出 7 件 6.80ha

また、新潟県自然環境保全条例に基づく風致地区や自然環境保全地域などに指定されていない地区において、自然環境を破壊する恐れのある大規模開発行為を行う者に、新潟県自然環境保全条例第 26 条により届出を義務付け、指導を行っています。

(オ) 『にいがた「緑」の百年物語』 県民運動への支援 (農林課)

植樹を希望する町内会や学校、団体等に、桜などの苗木を配布しています。

- ・平成 30 年度 4 団体に苗木を 38 本配布、植樹活動参加人数 46 人

(カ) 森林の持つ公益的機能の普及啓発（農林課）【資料-1 基本方針 1(1)エ,オ参照】

緑の少年団、家庭、職場、街頭などでの「緑の羽根」募金活動を通して、森林の持つ公益的機能の普及啓発を行っています。



「緑の少年団」による募金活動

(キ) 国土調査事業の推進（建設課）【資料-1 基本方針 1(1)カ参照】

適切な森林管理を行うためには、土地の所有者の把握が必要です。

- ・平成30年度 国土調査実施地域 土川、上ノ山地域 国土調査進捗率：26.4%

2 農地の保全・活用

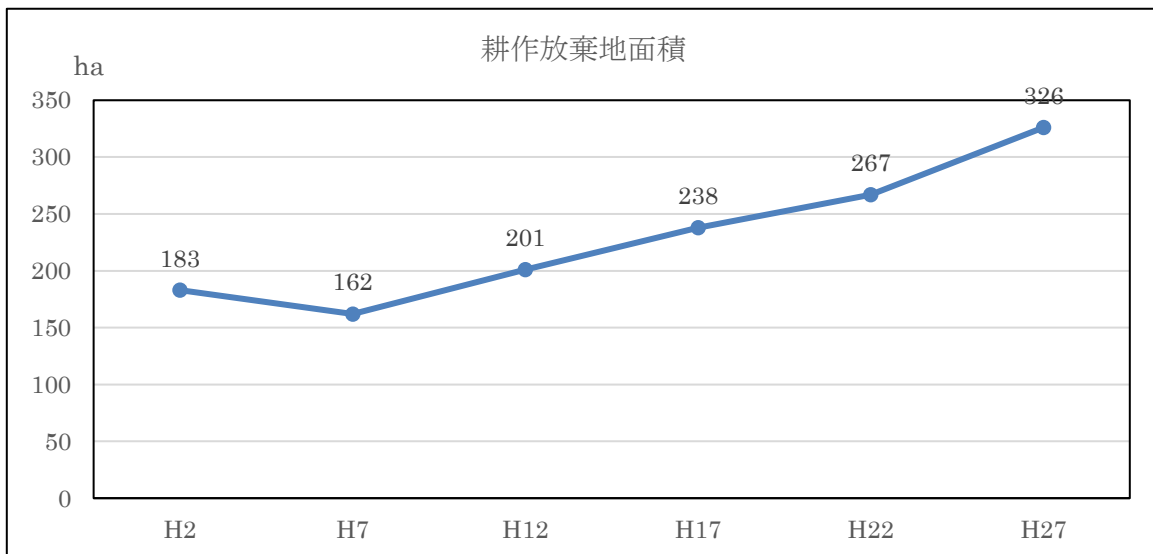
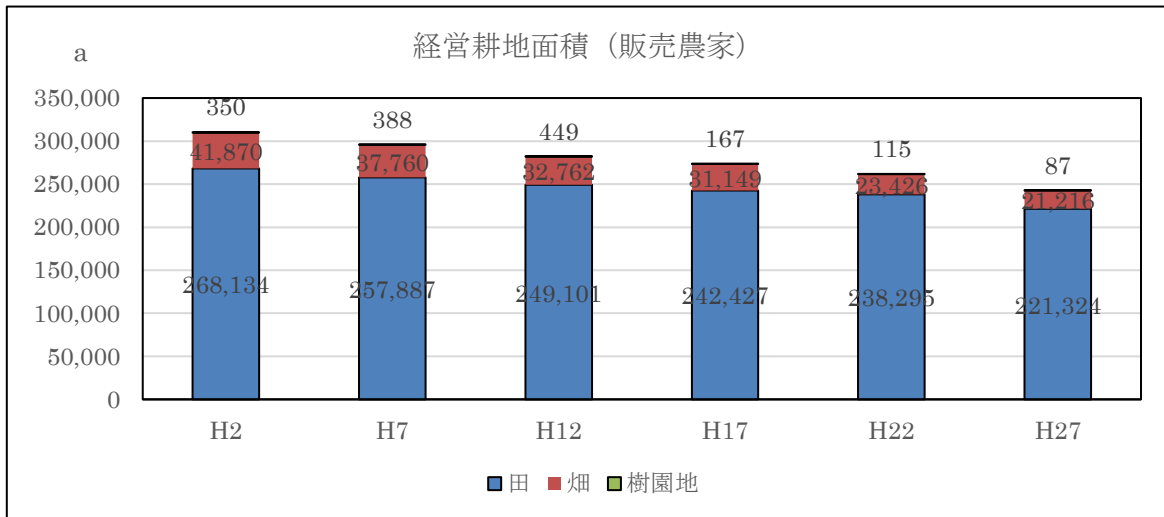
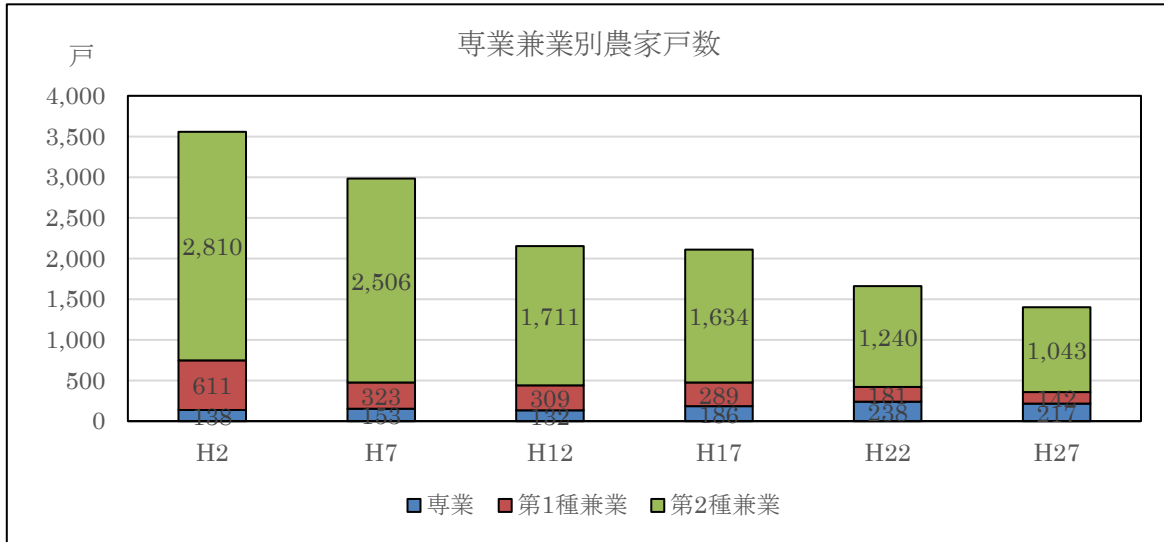
(1) 現状と課題

- ・当市の農地は大半が水田で、全体の約90%を占めています。これらの田は、豊かな田園風景を創り出すとともに、多様な生物の生息地、治水防災機能など、多面的な機能を有しています。こうした農地が持つ様々な機能を維持・保全するため、農地を適正に管理する取組が必要です。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地は増加傾向にあります。平成27年度の農林業センサスによる耕作放棄地面積は326haとなっており、平成22年度から平成27年度にかけての増加率は、22.1%と大きく拡大しています。一方、平成26年度に市農業委員会が現地確認調査を行った荒廃農地の面積は39.1haでしたが、平成30年度は17.1haとなっており、減少しています。(P14参照)

※「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」。

※「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

- ・農地は作物の生産基盤としての役割のほか、森林と同様に生態系の維持や気候調整機能など多様な機能を有しています。こうした機能を維持するため、将来に渡り農地を保全していくことが必要です。



資料：農林業センサス

(2) 施策の取組状況

(ア) 農地の維持と耕作放棄地の防止 (農林課) 【資料-1 基本方針1(2)ア参照】

中山間地域直接支払制度事業により、平成30年度は農業生産条件の不利な中山間地域等の12の活動組織を支援しました。

活動組織は、集落等を単位に、耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動などの農業生産活動のほか、中山間地域等における多面的機能を維持・増進する活動に取り組んでいます。

多面的機能支払交付金事業により、平成30年度は7つの活動組織を支援しました。

活動組織は、農業者等が共同で取り組む農道や水路の維持管理活動のほか、生物多様性の保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動を展開し、多面的機能の発揮の促進を目的とする活動に取り組んでいます。

また、荒廃農地の現地確認調査結果を基に、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に努めています。こうした取組により、荒廃農地（耕作放棄地）は減少しています。

※資料-1 取組指標の耕作放棄地は荒廃農地のA分類の面積を使用しています。(P14参照)

■ 中山間地域直接支払制度事業

年 度	中山間地域直接支払制度の取組状況				
	H26	H27	H28	H29	H30
協定集落数	26	27	29	13	12
補助金(千円)	41,700	61,415	74,952	90,195	93,724

資料：農林課

■ 多面的機能支払交付金事業

H28より複数の活動組織が体制強化のため広域化組織に参加し、活動組織数は減となりました。

年 度	多面的機能支払交付金事業の取組状況					
	H26	H27	H28	H29	H30	
活動組織数	農地維持	23	26	7	7	7
	資源向上 (共同活動)	19	20	7	7	7
	資源向上 (長寿命化)	12	15	5	5	5
補助金(千円)		95,866	101,265	101,504	126,097	128,007

資料：農林課

■ 荒廃農地面積

荒廃農地面積の推移					
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
荒廃農地面積 (ha)	47.4	48.5	38.1	38.1	20.5
A 分類	39.1	40.8	22.3	22.3	17.1
B 分類	8.3	8.2	15.7	15.7	3.4

※端数の関係で合計は一致しない場合があります。

資料：農業委員会

※A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）：伐根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地。

※B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）：森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地。

(イ) 効率的な農地利用への支援（農林課）【資料-1 基本方針 1(2)イ参照】

平成30年度は5地区の農地環境整備事業などの基盤整備を支援しました。

これらの事業実施地区では、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に取り組んでいます。

平成30年度 ほ場整備事業の状況（県営事業）		
地 区 名	計画面積	事業内容
上片貝地区	20.5 ヘクタール	区画整理
山本地区	17.7 ヘクタール	区画整理
若析地区	20.5 ヘクタール	区画整理
塩殿地区		調査等
前島宮島地区		調査等

資料：農林課

(ウ)環境保全型農業の推進 (農林課)【資料-1 基本方針1(2)ウ参照】

環境保全型農業を促進するため、使用する農薬や化学肥料の使用量など適正・適量散布の情報提供を行っています。

さらに、市堆肥センターでは市内畜産農家から発生する畜糞にキノコ廃床、もみがら、食品残渣を加えて堆肥化を行い、廃棄物の適正処理と再資源化を図るとともに、減農薬や有機肥料栽培の拡大に向け、同センターで生産する有機肥料の活用を進めています。

また、市では県が実施する特別栽培農作物認定制度やエコファーマー(愛称)認定の申請窓口となり、化学肥料・化学農薬の使用を低減した作物栽培を推進しています。

	新潟県特別栽培農作物認定制度の生産者登録者数				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
生産者登録者数(人)	483	579	557	598	589

資料：農林課

(エ)水田のフル活用による支援 (農林課)

水田活用の直接支払交付金の活用により、平成30年度は382.4ヘクタールの水田での主食用米以外の米や他農産物の生産を支援しました。

(オ)地元農産物利用の推進 (農林課)

認定こども園・保育園や学校の給食において、小千谷の地元産農産物を積極的に使用しています。

- ・平成30年度は49.4トンの地元農産物を給食に利用しました。

(カ)地産地消の推進 (農林課)

共同直売所やスーパー等での地元農産物の販売により地産地消を推進しています。

(キ)農薬や化学肥料の適正使用の啓発 (農林課)

使用する農薬や化学肥料の使用量など適正・適量散布について、啓発を行っています。

(ク)農地の持つ公益的機能の普及啓発 (農林課)【参考資料-1 基本方針1(2)エ、オ、カ、キ参照】

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、農地の持つ公益的機能の発揮について、多面的機能支払交付金事業に取組む活動組織とともに普及・定着に取り組んでいます。

(ケ) 市民農園などを活用した農業とふれあえる機会の創出 (観光交流課)

【資料-1 基本方針 1(2)キ参照】

平成19年に開設した「おぢやクラインガルテンふれあいの里」では、市外の人に貸し出す「ラウベ」と呼ばれる簡易宿泊施設付きの滞在型農園と主に小千谷市民に貸し出す日帰り型農園(市民農園)が整備されています。

滞在型農園では、自分の家のように長期滞在しながら農園での農業体験やイベントを通じて田舎暮らしを満喫できます。

日帰り型農園では、気軽に農作業をしたい方を対象に、野菜や花を栽培する農地を貸し出し、農業とふれあえる機会を創出しています。

※クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」を意味し、農業体験ができる滞在型農園を指します。

年 度	日帰り型農園		滞在型農園	
	区画数	利用者数(人)	区画数	利用者数(人)
H26	41	1,569	30	5,925
H27	43	1,078	30	6,334
H28	44	1,419	29	6,447
H29	46	1,176	28	5,752
H30	39	1,118	25	5,874

資料：観光交流課



おぢやクラインガルテンの農業体験

また、農村地域には国(農林水産省)の農村総合整備モデル事業により整備された農村公園があります。農村公園は、農村集落居住者への憩いの場として整備されており、地域との協働による適切な維持管理を行っています。

■農村公園の整備状況

地区	小栗田	桜町(中)	池ヶ原	池ヶ原(親水公園)
面積(m ²)	1,190	1,090	4,300	880

資料：農林課

(コ) 農業体験イベントや都市での特産物販売などの機会の創出 (観光交流課)

【資料-1 基本方針 1(2)ㄎ参照】

市民農園を通じて農業を体験するイベントや都市での特産品販売などの機会を創出しました。

		H26	H27	H28	H29	H30
農業体験 イベント	開催回数	28回	26回	26回	24回	17回
	参加延べ人数	253人	212人	191人	159人	158人
小千谷物産展	開催回数	7回	16回	84回	81回	60回

資料：観光交流課

3 水辺環境の保全

(1) 現状と課題

- ・当市は市内の中心を流れる信濃川や中小河川、池沼など豊かな水辺に恵まれています。これらの河川・池沼は、農業用水、上水道水の取水のみならず、釣りなどのアウトドアレジャーの場として親しまれている一方、水鳥や植物など水生生物の生息・生育空間ともなっています。
- ・山地には新潟県自然環境保全地域に指定されている「郡殿の池」と「男池」があり、湿原性植生や昆虫類の生息・生育の場となっています。
- ・これらの水辺の豊かな自然体系を維持し、市民が水辺に親しめるよう、市民、事業者、市が連携・協働した水辺の自然環境保全の取組が必要です。



郡殿の池



五辺の水辺

(2) 施策の取組状況

(ア) 信濃川の河川環境の保全 (建設課) 【資料-1 基本方針 1(3)イ参照】

毎年、妙見堰下流左岸において清掃活動(信濃川クリーン作戦)を行い、信濃川の環境の保全に取り組んでいます。

また、国が実施する河川清掃活動で回収された廃棄物の処理を支援しています。

(イ) 自然環境に配慮した河川整備 (建設課) 【資料-1 基本方針 1(3)ア参照】

河川を整備する際は、多自然型水路など自然環境に配慮した整備に努めています。

平成30年度末の多自然型水路の整備済み延長は、2,633mとなっています。

(ウ) 県自然環境保全地域の保全 (観光交流課、生涯学習課)

・小千谷市には、郡殿の池、男池の2つの県自然環境保全地域があります。この地域では、土地の改変、木竹の伐採などの開発行為が規制されています。

・郡殿の池は、「郡殿の池保存会」が中心となり保全地域周辺の管理などの保全活動を行っています。市では保存会の「郡殿の池の葉」の再発刊に補助を行い、活動を支援しています。

(エ) 水辺環境の維持 (建設課、市民生活課)

市では、地域住民と連携し水辺のポイ捨てごみの回収、草刈などの管理を行うとともに、不法投棄の未然防止のため河川パトロールを実施しています。

(オ) 身近な河川とふれあい、親しめる環境の創出 (建設課、市民生活課)

茶郷川周辺の住民らでつくる茶郷川環境整備協議会と連携し、河川美化活動や河川沿いに花壇の整備等を行い、ふれあいの場として親しめる環境を創出しています。

(カ) 自然観察地としての水辺の活用と維持 (建設課、生涯学習課)

五辺の水辺は、妙見堰の建設とともに信濃川左岸に生まれました。その水辺の豊かな自然生態系の維持や水辺空間の適切な利用のために、平成14年度に地区住民、関係団体、有識者、行政が一緒になって「五辺の水辺利用観察協議会」を設立し、自然環境のモニタリング、水辺管理方法の検討や利用のルールづくりとマナーに関する啓発を行っています。

4 水資源の保全

(1) 現状と課題

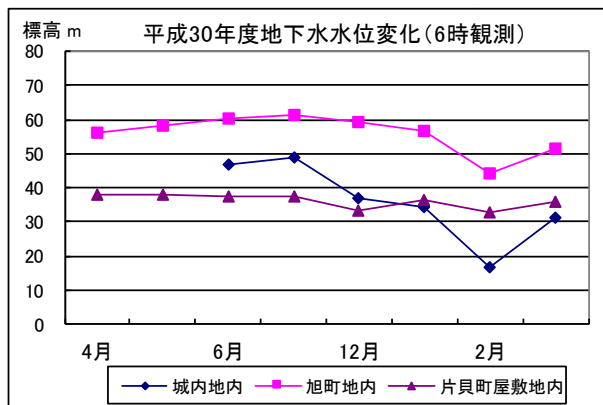
・当市は上水道の大半を信濃川から取水しています。また、地下水を消雪パイプ等に活用しています。水資源は私たちの生活に欠かせない大変貴重なものであり、限りある資源として再認識し、水循環を健全な状態で維持していくことが必要です。

・平成30年度の家計用上水道の1戸当たりの使用量は241 m³となっており、減少傾向が続いています。

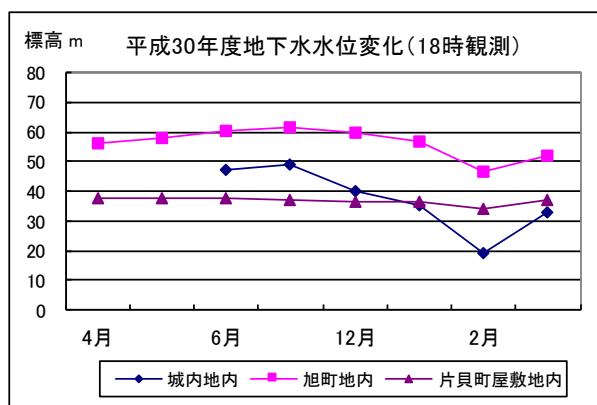
(2) 施策の取組状況

(ア) 水資源有効利用と節水の情報提供 (市民生活課) 【資料-1 基本方針1(4)ア,イ参照】

- ・市内3箇所で地下水位の調査を行っています。
- ・冬期間は消雪パイプ等による地下水の汲み上げにより地下水位が下がる傾向がありますが、春には回復しています。
- ・水道水や消雪パイプの水資源有効利用の取組や節水に関する情報提供を行っています。



※城内地内の4、5月は欠測



資料：市民生活課

(イ) 消雪パイプや流雪溝用水の再利用の調査・研究 (建設課)

- ・平成30年度 検討中

(ウ) 消雪パイプ用水の節水型設備設置の取組 (建設課)

古くなった消雪パイプを新しいものと入れ替える「リフレッシュ事業」に取組み、消雪パイプの機能回復と消雪用水の効率的な運用に努めています。

(エ) 老朽化した水道管更新による漏水の防止 (ガス水道局) 【資料-1 基本方針1(4)ウ参照】

貴重な水道水の確保のため、老朽化した水道管を計画的に更新しています。

(オ) 油流出事故防止の啓発 (市民生活課) 【資料-1 基本方針1(4)エ参照】

公共用水域への油流出事故による生活環境への影響の未然防止のため、油流出事故防止の啓発に取り組んでいます。

平成30年度は広報への掲載とともに町内会に回覧文書の配布による周知・啓発を行いました。

5 生態系の保全

(1) 現状と課題

- ・山本山周辺と朝日山、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」に指定されており、豊かで多様な自然に恵まれています。
- ・特に山本山は、渡り鳥の中継地点として多くの野鳥が飛来します。
- ・山地にはブナ、コナラ、カタクリ、トキワイカリソウなど1,000種近い植物や多彩な動物の存在が確認されています。
- ・市の中心を流れる大河「信濃川」の流域でも多くの鳥類を見ることができます。
- ・市内には新潟県自然環境保全地域に指定されている「郡殿の池」や「男池」があり、各種の湿原植生が分布するほか昆虫類の生息も豊富で、優れた自然環境が維持されています。これからも多様な生態系が維持されるよう、適切な保護を行っていくことが必要です。
- ・近年は当市でもツキノワグマやイノシシ、カモシカ、サルを目撃が増えています。人身被害や農作物被害への防止対策を行うことが必要です。
- ・高齢化等による狩猟者の減少に伴う有害鳥獣捕獲の担い手が減少しています。鳥獣被害対策の体制づくりや、管理を担う人材の確保・育成が必要です。

(2) 施策の取組状況

(ア) 自然環境調査の実施（生涯学習課、市民生活課）【資料-1 基本方針1(5)ア参照】

山本山は猛禽類の渡りを観察する絶好のポイントとなっています。毎年9月に「ワシ・タカの渡り観察会」が開催されています。

また、県では自然環境保護員が巡回し、山本山や金倉山等の県立公園や指定地域内の自然環境保持と状況把握や鳥獣保護員による鳥獣保護区の管理や有害鳥獣に関する調査を行っています。一方、トンボやカエルなどの生き物調査については、農村地域の農業用水路や水田において実施していますが、そうした地域以外では実施していません。

(イ) 外来種に関する啓発活動（市民生活課）【資料-1 基本方針1(5)イ参照】

生態系や人の生命・身体等に大きな被害をもたらしている又は恐れのある外来種に対する認識の向上を図り、生物多様性を保全するため、公共施設にポスターの掲示し啓発を行いました。

(ウ) 貴重な動植物の保護と保全（生涯学習課、市民生活課）

県の自然環境保全地域に指定されている郡殿の池では、「郡殿の池保存会」が保全に取り組んでいます。

(エ) 農薬や化学肥料の適正使用の指導（農林課）

動植物の生息・生育環境への配慮を高めるため、農薬や化学肥料の適正な使用の指導を行っています。

(オ) 自然の生態系に配慮した土地利用と開発事業の適正指導（建設課）

開発による生態系への影響を最小限に抑えるため、森林法や新潟県自然環境保全条例等により指導を行っています。

○その他

■有害鳥獣（市民生活課）

市では、ツキノワグマやイノシシ等による農業被害が発生していることから、関係機関と連携し、これらの有害鳥獣の捕獲等を行っています。

	有害鳥獣駆除数の推移					
	カラス	カルガモ	タヌキ	ハクビシン	ツキノワグマ	テン
H26	72	28	10			
H27	86	43		4		
H28	60		5	2	1	1
H29	55		1	6		
H30	71		5	1		2

資料：市民生活課

■県では自然環境保護員が巡回し、山本山や金倉山等の県立公園や指定地域内の自然環境保持と状況把握や鳥獣保護員による鳥獣保護区の管理や有害鳥獣に関する調査を行っています。

【再掲(ア)自然環境調査の実施】

6 自然とのふれあいの推進

(1) 現状と課題

- ・当市には、船岡公園や五辺の水辺、山本山など身近に恵まれた自然環境があり、市民の憩いの場となっています。特に山本山は県立自然公園に指定されていて、渡り鳥の中継地となっており、多くの野鳥を見ることが出来る絶好のポイントとなっています。
- ・山本山育成牧場で菜の花畑とひまわり畑を毎年、交互に整備しており、多くの人が訪れる憩いの場所となっています。
- ・遊歩道などのある時水城跡や蕨生城跡は、市の指定文化財であり、文化財としての遺構の保存と自然とのふれあいの場所としての両立を図っていく必要があります。
- ・自然とふれあえる場を維持するため、今後も地域住民との連携による保全体制を継続していくとともに、各種の自然観察会などのソフト面の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の取組状況

(ア) 市民が身近に自然とふれあえる場の整備、保全 (観光交流課、建設課、市民生活課)

【資料-1 基本方針1(6)ア, イ参照】

■ 遊歩道の整備状況 (平成30年度末)

	名称等
1	朝日山遊歩道
2	金倉山遊歩道
3	片貝遊歩道
4	蕨生遊歩道
5	山本山高原へのみち
6	西山遊歩道
7	城内ポケットパーク
8	千谷工業団地公園通り
9	ふれあいの里遊歩道
10	日吉遊歩道
11	栄町ポケットパーク

■ 自然とのふれあいの場整備状況 (平成30年度末)

	名称等
1	船岡公園・あやめ園・蛍の里
2	山本山・クラインガルテン
3	朝日山
4	五辺の水辺
5	郡殿の池
6	男池
7	金倉山
8	小栗山・みまもり岩
9	ばば清水

資料：観光交流課、建設課、農林課

(イ) 自然とふれあう機会の創出 (生涯学習課) 【資料-1 基本方針1(6)イ参照】

- ・津南町から小千谷市までのコースや家族で参加できるコースなど新緑の美しい河岸段丘を歩く「信濃川河岸段丘ウォーク」を毎年、開催しています。
- ・平成30年度は、市内外から多くの人(2,610人)が参加しました。
- ・野鳥観察、昆虫観察や星空観察を行いました。



山本山での「こみちウォーク」

(ウ)文化財の史跡の保存と活用の機会の創出 (生涯学習課)

自然、歴史、文化等の地域資源に触れる機会を創出するため、文化財を適正に管理し、市民に公開している所有者へ支援を行っています。

- ・平成30年度 指定文化財を管理・公開している所有者に謝礼を支払っています。

戊辰150年事業の実施

(エ)山本山育成牧場の管理 (農林課)

山本山育成牧場を市民が自然や景観にふれあい、楽しむことができるよう、ひまわりと菜の花の種を1年ごとに交互にまき、管理をしています。平成30年度は、牧場敷地1.5ヘクタールに菜の花が満開になり、多くの市民が訪れました。



山本山育成牧場の菜の花畑

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

～「人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、

潤いをもって暮らしていけるまち」をめざして～

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進

(1) 現状と課題

○歴史・文化とまちづくり

・当市には、牛の角突きや小千谷縮、錦鯉の養殖といった自然とふれあい、自然を巧みに利用しながら培われてきた伝統文化や産業が数多く継承され、市民の誇りとなっています。この歴史的・文化的資源の価値を認識し、適切な保存や活用を図ることが必要です。

○緑地・公園

・市内には、市民の憩いの場やレクリエーション空間として都市公園などが整備されています。公園や緑地の整備を進め、市民が公園を身近な存在として認識するように努めることが必要です。

○雪との共生

・当市は豪雪地帯に位置しています。雪には除雪作業や行動の自由が制限されるなどマイナス面もありますが、雪景色や春の訪れによるこびなど、雪国ならではのすばらしさや小千谷縮のような雪との関わりの中で育まれてきた伝統産業もあります。今後は新たな雪の活用方法を研究し、雪への親しみと魅力を感じられる取組を行うことが必要です。

(2) 施策の取組状況

(ア)文化財の調査・保存（生涯学習課）

開発に伴う遺跡の破壊や文化財の散逸を防止し、地域の歴史と文化を守るための調査、保存に取り組んでいます。平成30年度は、歴史的建造物調査事業により詳細調査1件、資料作成2件を実施しました。

(イ)文化財指定と保存・活用（生涯学習課）【資料-2 基本方針2(1)7参照】

歴史的建造物の調査結果を基に、文化財の指定と保存・活用に取り組んでいます。

平成30年度は、旧西脇家住宅主屋（明和7年建築）、旧西脇家住宅離座敷（大正7年建築）を国の登録有形文化財建造物に登録するよう意見具申し、文化財指定と保存・活用に取り組んでいます。

	小千谷市の文化財（国指定、国登録）名称	文化財指定日
国指定	魚沼神社阿弥陀堂	1906年4月14日
	木造愛染明王坐像	1935年4月30日
国登録	割烹東忠本館、別館、上の蔵	2015年11月17日
	慈眼寺山門	2015年11月17日
	おっこの木	2016年8月1日
	潮音寺観音堂、山門	2018年3月27日

(ウ)歴史的資源や文化的資源の保存・復元 (生涯学習課)【資料-2 基本方針2(1)イ,ウ参照】

小千谷市内の指定文化財は、ユネスコ(国連教育科学文化機関)の無形文化遺産として登録された「小千谷縮・越後上布」のほか47件が指定されています。市では、これらの指定文化財をはじめとする自然、歴史、文化等の地域資源の保存・復元に努めています。

小千谷市内の指定文化財(抜粋)

平成30年度末

史跡	蕨生城跡(蕨生) 時水城跡(時水) 内ヶ巻城跡(川井) 函山城跡(岩沢) 朝日山古戦場(浦柄) 清水上遺跡(三仏生) 大平遺跡(真人町) 朝陽館・耕読堂諸先生の墓碑(片貝町) 岩村・河井会見の処(平成)	高梨城本丸跡(高梨町) 百塚(三仏生) 真人城跡(真人町) お満ヶ池(山谷)
	天然記念物	カモシカ(市内) 郡殿の池(東吉谷) 大崩水芭蕉群生地(岩沢) 不動寺桂林(岩沢) 仙竜神社の大杉(塩谷) 沢山神社の大杉(塩殿)

資料：生涯学習課

(エ)まち並との調和に配慮した市有施設の建設 (建設課)

市有施設の建設に際しては、華やかな色彩は避け、周囲の美観に馴染むような色調を使用し、周辺のまち並みと調和がとれるよう配慮します。



西部公園



片貝ふれあい公園

(オ)環境美化意識の高揚のための啓発 (市民生活課)【資料-2 基本方針2(1)オ参照】

地域の美化向上と市民の環境美化意識の向上と地域の美化を図るため、毎年、4月と5月の最終日曜日を「ごみゼロの日」とし、市内一斉清掃に取り組んでいます。

町内会や子供会、老人会などが、地域の道路や公園などに散乱している空き缶などの回収や道路側溝・下水溝・河川の清掃などを自主的に行っています。

・平成30年度の「ごみゼロの日」活動団体数は66団体で、参加者は6,637人でした。

年度	参加町内数	参加人数(人)	回収量(kg)
H26	66	7,310	20,900
H27	48	5,955	12,630
H28	52	5,851	12,900
H29	63	6,638	18,550
H30	66	6,637	17,800

(カ) 身近な公園や緑地の整備 (建設課、農林課、社会福祉課)

【資料-2 基本方針 2(1)カ,キ,ク,ケ,コ参照】

多くの市民が利用する公園は、憩いや交流の場など多様な機能を有しており、快適な都市空間の創出に重要な役割を担っています。

市内には、都市公園など 17 公園が整備されており、利用しやすく魅力のある公園を目指し、市民との協働による公園緑地の適切な維持管理を行っています。

■ 都市公園等の整備状況

公園の種類	名称	面積(ha)
運動公園	白山運動公園	40.20
	信濃川河川公園	5.40
	千谷運動公園	4.73
街区公園	西部公園	0.35
	両新田公園	0.30
	江東公園	0.21
	旭町児童公園	0.23
	桜町公園	0.19
	諏訪公園	0.56
	草薙公園	0.22
	やすらぎ公園	0.15
	片貝ふれあい公園けやき園	0.47
	ぼっぼの里公園	0.47
総合公園	信濃川左岸河川公園	1.13
児童遊園	仲よし児童遊園	0.11
	上ノ山児童遊園	0.09
その他	船岡公園	5.00
計		59.81

資料：生涯学習課、建設課、社会福祉課、観光交流課

(キ) 公園の景観保全や施設などの適正な維持管理 (観光交流課、建設課、農林課、社会福祉課)

樹木の剪定など専門的なものは業者へ委託していますが、草刈りや清掃など簡易な維持管理作業は地元の町内会へ委託し、適切に管理しています。

・平成 30 年度 公園等町内会管理委託箇所数 11 箇所

(ク)市民や地域と協力・連携した克雪対策 (建設課) 【資料-2 基本方針2(1)※参照】

消雪パイプ、流雪溝の整備や機械除雪による交通の確保に市民と協働して取り組んでいます。

また、関係団体との連携を強化し、屋根の雪下ろしなどの除雪支援事業における作業実施体制の充実に取り組んでいます。

		道路除雪総延長 (m)				
		H26	H27	H28	H29	H30
国県道	機械除雪	150,700	150,200	150,200	150,300	149,800
	消雪パイプ	37,289	37,289	36,971	35,071	35,071
	計	187,989	187,489	187,171	185,371	184,871
市道	機械除雪	145,120	145,018	144,272	143,883	143,094
	消雪パイプ	110,445	111,274	113,985	114,952	115,983
	計	255,565	256,292	258,257	258,835	259,077

資料：建設課

名称	対象世帯	平成30年度支援世帯数
屋根の雪下ろし支援事業 (SOS雪下ろし)	自力での雪下ろしが困難で、経済的・労力的な援助を受けられない世帯	212世帯
除雪援助事業	低所得の高齢者世帯	104世帯
	母子世帯・障がい者世帯	小千谷市社会福祉協議会で実施

資料：建設課、保健福祉課



流雪溝を活用した市民の雪処理



整備された消雪パイプ

(ケ) 克雪住宅の普及推進 (建設課) 【資料-2 基本方針 2(1)シ参照】

冬期間も安心して暮らせる「克雪住宅」の普及に取り組んでいます。

- ・平成30年度は、43件の克雪住宅建設に補助を行いました。

克雪住宅補助件数					
	H26	H27	H28	H29	H30
補助件数	59	32	41	31	43
累計	2,592	2,624	2,665	2,696	2,739

資料：建設課

■未認定道路除雪事業補助

- ・平成30年度補助件数：融雪施設21件、機械除雪4件

(コ) 雪に親しみと魅力を感じられる環境づくり (観光交流課、建設課、生涯学習課)

【資料-2 基本方針 2(1)ス参照】

雪を資源として活用しようとする「利雪・親雪・遊雪」という意識は市民に定着しています。代表的な観光イベントである「おぢや風船一揆」や「おぢや☆うきうき☆しゃっこいまつり(利雪・遊雪・克雪フェア)」には多くの人々が訪れ、雪を活用する意識の向上に役立っています。また、雪国ならではのイベントが市内各地で開催されています。

■地域の主なイベント

イベント名	地域	内容
山谷・坪野ほんやら洞まつり	山谷・坪野地内	ほんやら洞(かまくら)の中にともされたろうそくの灯りが、夜の雪原に幻想的な世界を作り出します。
鳥追い	おぢやラインガルテン	大きな雪洞の中で火をたき、田畑の害鳥を追い払い豊年満作を祈願する伝統行事です。
春こい火まつり	岩沢地内	岩沢の地に春を呼ぶ、幻想的な火まつりです。
春山トレッキング教室	おぢや～る	残雪の山本山をスノーシューで散策します。



「おぢや～る」の雪遊び広場



おぢや風船一揆

2 公害のないまちづくりの推進

(1) 現状と課題

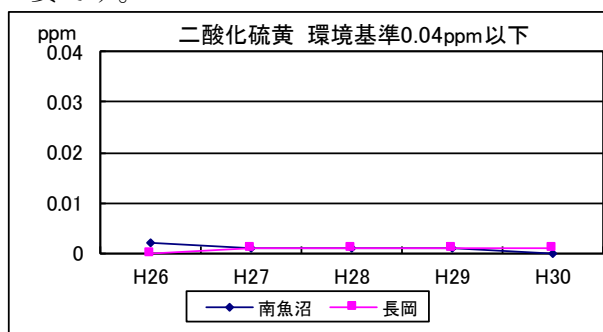
①大気汚染

・県では、大気汚染常時監視テレメータシステムを用いて大気汚染物質による環境の汚染状態などの測定データを自動的に収集して大気汚染状況を常時監視するとともに、測定データを総合的に処理解析汚染の防止に役立てています。

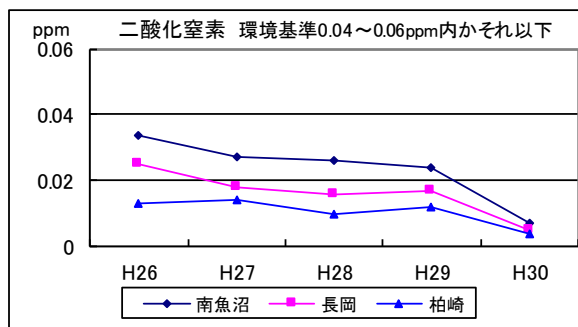
・下記グラフは、当市に近い長岡市・柏崎市・南魚沼市にある県の観測局における通年の測定結果の推移です。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、いずれも環境基準を下回っています。

・近年はPM2.5など、外国からの汚染物質の飛来が問題となっており、監視していくことが必要です。

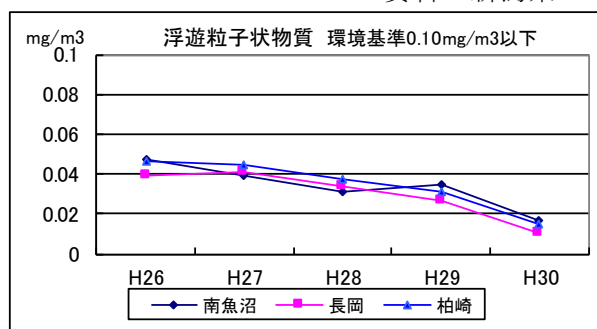
・光化学スモッグやPM2.5などの濃度上昇に伴う警報発令時の市民への周知体制の拡充が必要です。



資料：新潟県



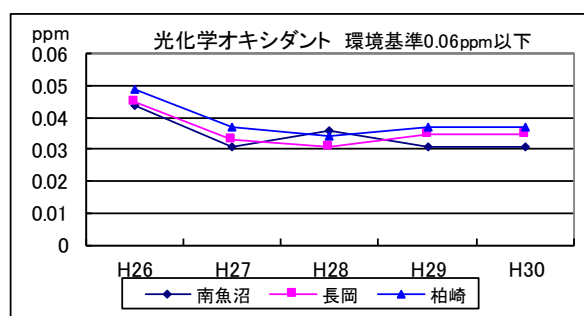
資料：新潟県



資料：新潟県

○光化学オキシダント

濃度が0.12 ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令します。



資料：新潟県

②水質汚濁

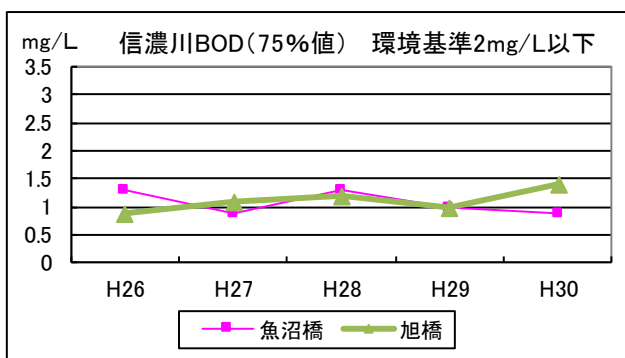
・信濃川の水質については、国土交通省が調査を実施しています。(観測地点：旭橋、魚沼橋) 両観測点とも BOD と SS は環境基準値以下でしたが、大腸菌群数は信濃川の環境基準を超えています。

・市内の主要7河川(須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、湯殿川、朝日川、表沢川)のBOD値は、信濃川の環境基準以下でした。SSは米沢川と湯殿川で信濃川の環境基準を超えました。

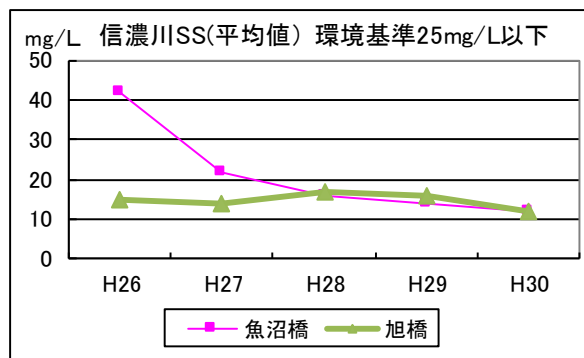
大腸菌群数は、今年も全河川で高い数値を示しました。大腸菌群数は生活排水のほか、河川の水温や水量に大きく左右されます。特に下水道等の生活排水処理が進んでいない地域は、大きな値を示します。

・水道水源や市民に身近な河川の水質について継続して監視していくとともに生活排水処理率の更なる向上を図っていく必要があります。

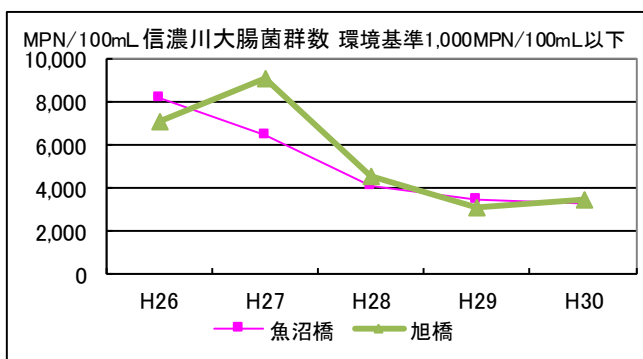
なお、市内の河川には環境基準はありません。参考として、グラフに信濃川の環境基準を記載しています。



資料:国土交通省



資料:国土交通省



資料:国土交通省

○市内主要河川

市内主要7河川水質検査 pH

項目	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
須川	7.3	7.5	7.6	7.4	8.0
米沢川	7.6	9.7	7.9	7.3	8.8
二ノ宮川	7.7	8.3	7.9	7.5	9.0
茶郷川	7.6	8.0	7.8	7.4	8.7
湯殿川	7.7	7.7	8.0	7.5	8.0
朝日川	8.1	9.0	8.6	7.7	9.3
表沢川	7.2	7.4	8.1	7.6	8.1

※pH: 0~6(酸性) < 7(中性) < 8~14(アルカリ性)

市内主要7河川水質検査 BOD 単位:mg/L

項目	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
須川	0.8	1.6	1.0	0.7	1.0
米沢川	1.1	4.6	0.9	1.8	1.4
二ノ宮川	1.5	1.8	1.1	1.5	1.1
茶郷川	1.4	1.9	1.4	1.2	1.1
湯殿川	0.9	1.0	0.5	0.9	0.8
朝日川	1.0	1.6	0.6	0.5	1.0
表沢川	6.9	6.7	3.6	1.8	1.8

※A類型(信濃川の環境基準:2mg/L以下)

市内主要7河川水質検査 DO 単位:mg/L

項目	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
須川	9.0	8.8	9.2	10.5	9.5
米沢川	9.0	11.8	9.3	10.5	8.5
二ノ宮川	8.9	8.6	8.4	10.3	8.8
茶郷川	8.8	8.8	9.0	10.3	10.1
湯殿川	9.0	8.4	8.6	10.3	8.5
朝日川	9.5	10.7	9.5	10.6	12.3
表沢川	9.0	7.8	8.9	10.4	9.5

市内主要7河川水質検査 SS 単位:mg/L

項目	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
須川	8.0	3.0	3.0	4.0	3.0
米沢川	11.0	15.0	8.0	20.0	30.0
二ノ宮川	7.0	46.0	14.0	19.5	11.0
茶郷川	4.0	4.0	11.0	128.5	6.0
湯殿川	17.0	12.0	10.0	46.5	25.0
朝日川	13.0	6.0	3.0	18.5	2.0
表沢川	15.0	4.0	9.0	12.0	4.0

※信濃川の環境基準:25mg/L以下

市内主要7河川水質検査 大腸菌群 単位:MPN/100mL

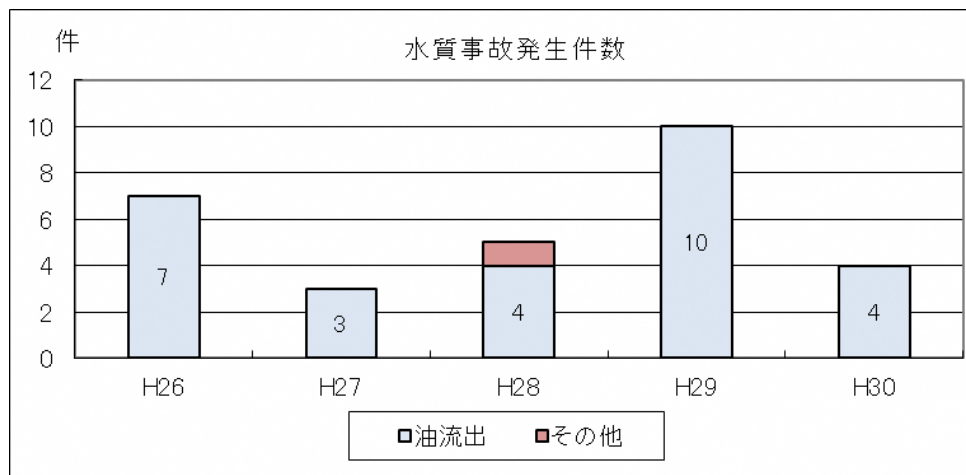
項目	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
須川	17,000	130,000	49,000	60,500	130,000
米沢川	79,000	4,900	94,000	30,000	130,000
二ノ宮川	33,000	130,000	33,000	31,500	130,000
茶郷川	130,000	79,000	33,000	28,000	46,000
湯殿川	33,000	22,000	49,000	13,200	140,000
朝日川	49,000	4,900	7,000	18,800	11,000
表沢川	170,000	130,000	49,000	66,000	280,000

※信濃川の環境基準:1,000MPN/100mL以下

資料:市民生活課

○水質事故

・河川における水質事故は、毎年、灯油等の取り扱いの不注意による油流出が多く、油流出事故を防止するため、発生件数が多い冬期間を中心に注意を呼びかけています。国、新潟県と連携して未然防止に取り組んでいます。



資料：市民生活課

○地下水等の水質検査

・汚染された地下水を飲用することにより健康に影響を及ぼすことや雑用水などとしての利用への影響が懸念されることから、地下水汚染の未然防止を図るために河川の水質の監視とともに地下水についても監視を行っています。いずれの地点も異常は見られません。

なお、新潟県では「地下水の水質測定計画」により年次計画を立て調査地点を選定しています。

・地下水の水質測定（新潟県）

環境監視調査 調査地点：城内 測定結果：異常なし

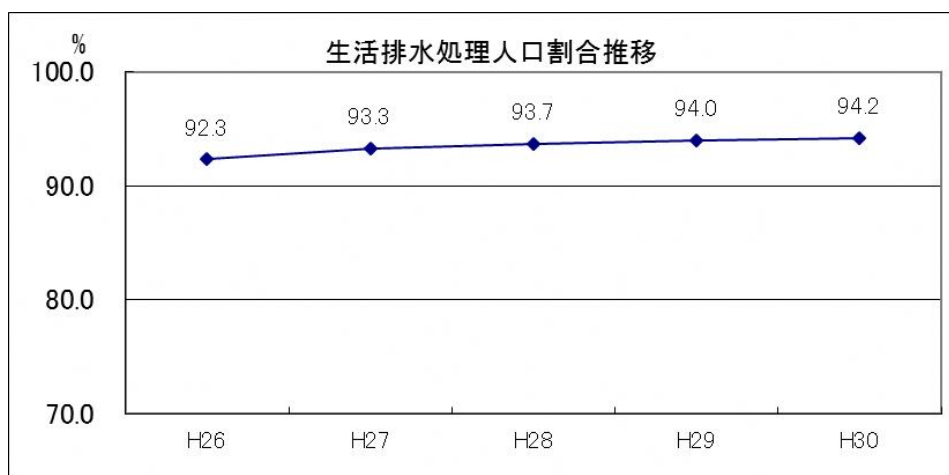
・井戸水の有機溶剤検査（小千谷市）

調査地点：小栗田 検査結果：異常なし

○生活排水処理

・下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質保全等、重要な役割を担っており、下水道処理人口普及率は、着実に増加してきています。

・下水道や農業集落排水の区域外においては、単独浄化槽を合併浄化槽に取り替える場合や新築の際に合併浄化槽を設置する場合に、市では補助を行っています。



資料：市民生活課

③ 土壌汚染

- ・本市においては、現在のところ土壌汚染は確認されていませんが、土壌汚染の状況について注意が必要です。

④ 化学物質

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量等について新潟県がとりまとめて公表しています。市民への情報提供を行うことが必要です。
- ・県内では、毎年1000～1100の事業所から届出がされています。
- ・PRTR法に基づく県内の化学物質別の排出量は、トルエン、トリクロロエチレン、キシレン、ジクロロメタンの順に多く、トリクロロエチレンが全国に比べて上位となっていることが特徴です。

○ 有害化学物質

- ・県条例により、有害な化学物質を取り扱う事業者に対して排出の抑制や適正な取扱いを指導しています。
- ・信濃川における水質、底質のダイオキシン類については、国土交通省が旭橋の地点で測定を行っています。いずれも環境基準を満たしていました。
- ・市民の安全、安心な生活環境を確保するため、国、県のモニタリング結果を継続して注視することが必要です。

⑤ 騒音

- ・騒音の原因としては事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。事業所が原因の騒音については、関係機関と協力して対応しています。環境騒音の一部で環境基準を超えていることから継続して調査を実施することが必要です。

○高速道路沿道騒音調査

・高速道路の騒音調査を年1回実施しています。過去3年間は概ね環境基準を達成していますが、住民から要望のある地域は、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて東日本高速道路(株)へ遮音壁の設置を継続して要望しています。

測定地点	区分	環境基準		要請限度		規制地域	年度別測定値L _{Aeq} dB						
		類型	L _{Aeq}		昼		夜	H28年度		H29年度		H30年度	
			昼	夜				昼	夜	昼	夜		
若葉2	地道路に面する域	C	65	60	75	70	第2種区域	54	55	55	52	56	52
桜町①上							第3種区域	58	55	58	55	63	58
桜町③中							第4種区域	58	60	59	57	60	58
池津		B相当			—	—	未指定	54	52	54	48	56	53
沼田								51	47	52	50	53	53
両新田								55	53	56	53	57	56
桜町②上								56	54	61	56	61	59
桜町④中								54	58	53	52	58	58
塩殿								56	55	57	57	58	58
谷内								57	56	57	56	56	56

自動車騒音要請限度：騒音規制法第17条における数値

■ は環境基準超過

資料：市民生活課

○環境騒音調査

・環境騒音調査を年1回実施しています。1地点が夜間のみ環境基準を超えています。

測定地点	区分	環境基準		要請限度		規制地域	年度別測定値L _{Aeq} dB								
		類型	L _{Aeq}		昼		夜	H28年度		H29年度		H30年度			
			昼	夜				昼	夜	昼	夜				
城内4	一般地域	A	55	45	—	2種	45	48	50	45	52	42			
信濃町							44	38	55	46	55	42			
元中子		B					46	38	52	44	52	42			
城内2							44	46	54	51	53	38			
桜町(下)		C					60	50	3種	47	43	53	48	49	43
本町1										47	46	58	47	59	52
栄町	す道路に面する地域	B	65	60	75	70	2種	H28より自動車騒音常時監視路線へ移行							
二之町		C					3種								
旭町							3種								

自動車騒音要請限度：騒音規制法第17条における数値

■ は環境基準超過

資料：市民生活課

○自動車騒音常時監視（面的評価）

・平成24年4月1日より自動車騒音常時監視業務が市に権限移譲されたことに伴い、策定した実施計画に基づいて、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市道）を5年間で面的に評価を行っています。

道路種別	対象戸数と基準値達成割合	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	合計
高速自動車国道	戸数（件）	60	0	0	0	60
	割合（％）	100.0	0.0	0.0	0.0	100
一般国道	戸数（件）	704	0	1	0	705
	割合（％）	99.9	0.0	0.1	0.0	100
県道	戸数（件）	762	0	0	0	762
	割合（％）	100	0.0	0.0	0.0	100
その他道路（市道）	戸数（件）	1,127	0	10	0	1,137
	割合（％）	99.1	0.0	0.9	0.0	100
全体	戸数（件）	2,653	0	11	0	2,664
	割合（％）	99.6	0.0	0.4	0.0	100

資料：市民生活課

※騒音規制基準（敷地境界）

(dB)

区域の区分	法令の区分		時間の区分						
	騒音規制法	県条例	朝	昼間		夕		夜間	
	(対象時刻)		6～8	8～18	8～20	18～21	20～22	21～6	22～6
区分	第1種区域		40	50		40		40	
	第2種区域		50	55		50		45	
	第3種区域		60		65		60		50
	第4種区域		65		70		65		60

県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例

⑥振動

・振動の主な原因としては、事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。市内では、振動による苦情は発生していませんが、引き続き監視していくことが必要です。

※振動規制基準（敷地境界）

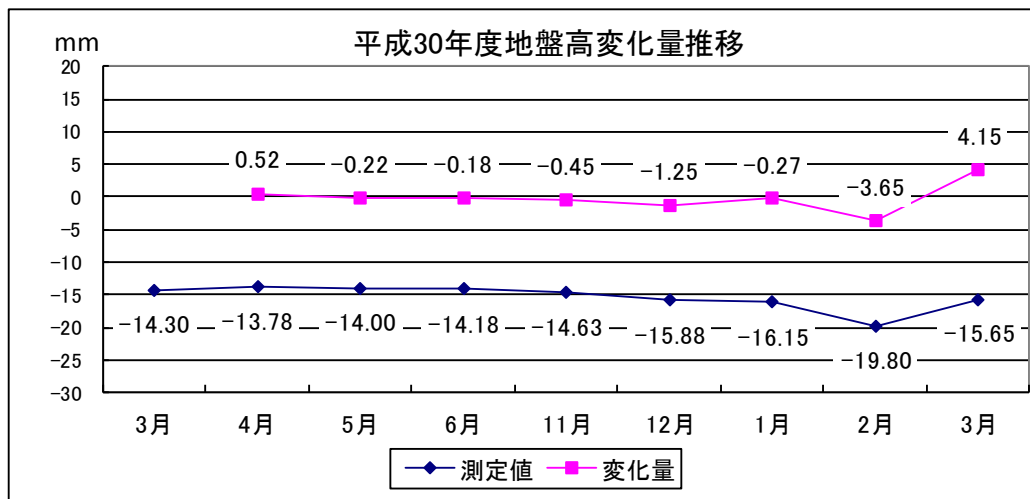
(dB)

区分	法令の区分		時間の区分			
	振動規制法	県条例	昼間		夜間	
	(対象時刻)		8～19	8～20	19～8	20～8
区分	第1種区域	第1種・第2種区域	60		55	
	第2種区域	第3種・第4種区域		65		60

県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例

⑦地盤沈下

・近隣の市では、地下水の汲み上げによる地盤沈下が観測されています。当市は片貝地内1か所で観測を行っていますが、現在のところ大きな地盤沈下は観測されていませんが、引き続き監視していく必要があります。



資料：市民生活課

⑧悪臭

・悪臭の苦情は、「野焼き」によるものが多く、野焼き以外では、廃棄物焼却炉、動物の糞や農地の堆肥によるものなどがあります。

・苦情処理対策は、原因調査と改善等の指導を関係機関と協力して行っています。今後も「野焼き」の禁止を徹底周知し、悪臭の防止に努める必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
野焼き	7	13	8	8	7
その他	0	2	1	0	3
計	7	15	9	8	10

資料：市民生活課

※悪臭規制基準（臭気指数規制）

※臭気指数=10×log（臭気濃度）

区分	許容限度(臭気指数)		
	第1種区域	第2種区域	第3種区域
ア 敷地境界線における規制基準	10	12	13
イ 気体排出口における規制基準	アに定める規制基準を基本とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する計算式を用いて算出される数値		
ウ 排出水の規制基準	26	28	29

⑨放射性物質

・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響が懸念から、上水、ごみ焼却灰、学校給食の食材、農産物などの放射性物質検査を国や県と連携して実施・監視していく必要があります。

(2) 施策の取組状況

(ア)大気汚染、騒音、水質などの公害発生の監視 (市民生活課、ガス水道局)

大気汚染、騒音、水質などについて定期的に調査するとともに、監視を行っています。

①大気汚染

・市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類の大気汚染物質等の検査と監視を行っており、環境基準を下回っています。

平成30年度 ごみ焼却施設(時水清掃工場)の排ガスの検査結果

項目	単位	1号炉		2号炉		※排出基準
		測定日	測定結果	測定日	測定結果	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	平成30年 6月22日	0.00063	平成30年 6月15日	0.00089	1以下
		平成31年 1月24日	0.00047	平成31年 1月31日	0.00075	

※ ダイオキシン類は異性体と呼ばれる種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値であるTEQ(毒性等量)で表示しています。

ダイオキシン類は200以上の種類があり、このうち現在まで毒性が認められているのは29種類です。

・県の大気観測データを有効活用し、県が光化学スモッグ注意報等を発令する際には、関係機関と連携し、迅速かつ的確に市民、事業者にも周知します。

なお、平成30年度の光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

②水質汚濁 【資料-2 基本方針2(2)ア,イ,エ,オ4参照】

市では、市内主要7河川、工業団地排水、ゴルフ場関係河川等について定期的に水質検査を行っています。主要7河川(須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、湯殿川、朝日川、表沢川)のBOD値は、信濃川の環境基準以下でした。SSは米沢川で信濃川の環境基準を超えました。大腸菌群数は、今年も全河川で高い数値を示しました。これは天候や生活排水のほか、河川の水温や水量に大きく左右されます。

③土壌汚染

小千谷市内では、現在のところ土壌汚染は確認されていません。

④化学物質

・市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の検査と監視を行っており、すべて環境基準を下回っています。

・信濃川における水質、底質のダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

⑤騒音 【資料-2 基本方針2(2)㊦参照】

高速道路沿道騒音調査、環境騒音調査及び自動車騒音常時監視を年1回実施しています。環境騒音調査は6地点で実施していますが、1地点が夜間のみ環境基準を超えています。

また、騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により該当する設備の設置や特定建設作業の届出について受付を行い、騒音の発生防止に取り組んでいます。

騒音規制法等による届出件数				
年度	設置等に係るもの		その他	特定建設作業
	法律	県条例		
H26	0	1	0	0
H27	0	1	1	4
H28	2	0	1	2
H29	3	1	1	2
H30	2	0	0	0

資料：市民生活課

⑥振動

振動の主な原因としては、事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。市内では、振動による苦情は発生していません。

また、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により該当する設備の設置や特定建設作業の届出について受付を行い、振動の発生防止に取り組んでいます。

振動規制法等による届出件数				
年度	設置等に係るもの		その他	特定建設作業
	法律	県条例		
H26	0	1	0	1
H27	0	1	1	4
H28	2	0	0	1
H29	0	0	0	2
H30	1	0	0	0

資料：市民生活課

⑦地盤沈下

近隣の市では、地下水の汲み上げによる地盤沈下が観測されています。当市は片貝地内1か所で観測を行っていますが、現在のところ大きな地盤沈下は観測されていません。

⑧悪臭

小千谷市の悪臭の苦情の特徴は、「野焼き」によるものが最も多くなっています。(P41(ク)表参照)

⑨放射性物質

水道水や廃棄物処理施設の焼却灰などについて放射線量などの調査を行っており、放射性物質（放射性セシウム 134・137 合計）は検出されていません。

(イ)環境に関する情報の提供（市民生活課）【資料-2 基本方針 2(2)キ参照】

環境に関する情報を収集し、広報等で市民・事業者提供しています。

- ・平成 30 年度 情報提供回数 10 回

(ウ)公共交通機関の利便性の向上（観光交流課）【資料-2 基本方針 2(2)ク参照】

自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上に努めています。

また、鉄道、路線バスの路線図・時刻表のほか、主要公共施設と最寄りのバス停などを記載した公共交通マップを全世帯に配布しました。

- ・平成30年度 公共交通マップ 15,000部作成
- ・乗り合いバス等の運行を補助しています。

	H26	H27	H28	H29	H30
補助金額（千円）	22,761	22,934	22,368	26,811	36,813

(エ)自動車の使用抑制、低公害車の普及の市民や事業者の意識向上の啓発（市民生活課）

- ・平成 30 年度 未実施

(オ)公共下水道及び農業集落排水処理の整備済み区域における生活排水対策の推進(ガス水道局)

【資料-2 基本方針 2(2)ケ、コ参照】

公共下水道は、平成 21 年度末をもって概ね整備が完了しました。平成 30 年度末における、公共下水道の接続人口は、28,414 人（接続率 94.5%）となっています。

また、農業集落排水処理施設の整備は、平成 21 年度で完了しました。平成 30 年度末時点における接続人口は、3,694 人（接続率 97.5%）となっています。

小千谷市では、家庭排水設備を公共下水道、又は農業集落排水処理施設に接続するための工事を行う者のうち、希望者にその資金の一部の貸付を行っています。

(カ)公共下水道及び農業集落排水処理区域外における生活排水対策の推進（市民生活課）

【資料-2 基本方針 2(2)サ参照】

合併処理浄化槽を普及促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的に、合併処理浄化槽を設置する者に、補助金を交付しています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
合併浄化槽設置補助	4 件	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件

(キ)環境保全型農業の推進及び農薬や化学肥料の適正使用の指導 (農林課)

・有機農業や堆肥の適正使用など環境にやさしい営農活動を行う農業者団体へ支援・指導を行っています。

環境保全型農業取組状況					
	H26	H27	H28	H29	H30
取組対象者数(人)	34	47	42	36	36
取組面積(アール)	6,234	8,424	7,103	8,698	6,905

資料：農林課

(ク)公害問題が発生した場合の迅速な対応 (市民生活課) 【資料-2 基本方針2(2)カ参照】

公害問題が発生した際は、関係機関と協力し、速やかに解決に努めています。

平成30年度の公害問題の特徴は、野焼きによる悪臭が最も多く、次に灯油の流出による公共用水域への水質汚染となっています。

市では、これらの公害が確認された場合、関係機関と連携し現地確認を行うとともに、原因者への指導を行っています。

年 度		公害苦情処理件数				
		H26	H27	H28	H29	H30
公害 の 種 類	大気					
	水質	7	3	5	10	4
	土壌		3			1
	地盤沈下					
	騒音	2	2	4	1	2
	振動					
	悪臭	7	15	9	8	10
	野焼き	7	13	8	8	7
	その他		2	1		3
小計		16	23	18	19	17
その他						1
合 計		16	23	18	19	18

※その他の苦情は、廃棄物に関する苦情、動物の苦情など

資料：市民生活課

また、「小千谷市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱」により電波障害防止対策書等の提出を求め、中高層建築物によるテレビ電波等の障害の未然防止に努めています。

電波障害防止対策書届出件数								
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
届出件数	8	16	19	14	7	2	7	4

(ケ)工場からの排煙や野焼きなどの監視、指導 (市民生活課)

工場からの排煙や野焼きなどの通報があったときには、ただちに現地の確認を行い、原因者に野焼きを禁止するよう指導を行っています。

- ・平成30年度 広報による野焼きの禁止の周知2回

(コ)ダイオキシン類など有害化学物質の情報提供 (市民生活課)

市の廃棄物処理施設について、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の検査と監視を行っており、検査結果を広報やホームページで公表しています。

(サ)小千谷市公害防止条例に基づく監視・指導 (市民生活課)

平成30年度現在、小千谷市と公害防止協定を締結している事業者は、5者です。
市民の健康と生活環境を保全するため、協定に基づき監視・指導を行っています。

(シ)放射線に関する正しい知識の普及啓発 (危機管理課)【資料-2 基本方針2(2)キ参照】

空間放射線量の測定を行っており、結果を市民へお知らせしています。

(ス)生活空間における放射線量のモニタリング調査の実施 (危機管理課)

東日本大震災以降、保育園・幼稚園、小中学校、屋外体育施設35か所の空間放射線量を春・秋測定していますが、数値に異常は見られません。

新潟県により市内15か所に設置されたモニタリングポストにより、新潟県のホームページでいつでも空間放射線量を確認することができるようになりました。

(セ)水道水などの放射性物質検査の実施 (ガス水道局)【資料-2 基本方針2(2)シ、ス、セ参照】

東日本大震災以降、小千谷浄水場、北部浄水場、塩殿浄水場において、それぞれ年4回放射性物質の検査を行っていますが、異常は見られません。

検査結果は、市のホームページで市民にお知らせしています。

(ソ)食品などの放射性物質のモニタリング調査 (危機管理課、学校教育課、社会福祉課)

これまで市独自調査において放射性物質が検出された事例がないこと。また、県で同様の検査を実施していることから、市独自のモニタリング調査は平成29年度をもって終了しました。

(タ)廃棄物処理施設の放射線測定の実施 (市民生活課)【資料-2 基本方針2(2)リ参照】

東日本大震災以降、時水清掃工場、クリーンスポット大原、清流園において、それぞれ毎月1回放射線量等の測定を行っていますが、異常は見られません。

検査結果は、市のホームページで市民にお知らせしています。今後も、監視を継続してまいります。

(チ) 高速道路の騒音の防止 (市民生活課)

県及び沿道の市町村で新潟県高速道路交通公害対策協議会を組織しています。

平成30年度、東日本高速道路株式会社新潟支社等に対し市内10か所、総延長3,284mの区間への騒音対策等の推進を要望しています。

3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進

(1) 現状と課題

○ごみ排出量 【資料-2 基本方針2(3)ウ参照】

・ごみの収集及び処理は、市で行っています。平成30年度のごみの総排出量は14,009tで、平成29年度と比べると252t減少し、1人1日当たりでは1,081gとなりました。

・平成23年4月に開始したごみ処理の有料化により大きく減少しましたが、その後は微減となっています。

・家庭ごみの総排出量は減少していますが、1人1日当たり排出量を減少させることが必要です。また、事業ごみは増加しており、今後は事業ごみの減少が必要です。

ごみの排出量とリサイクル量の推移

単位:t

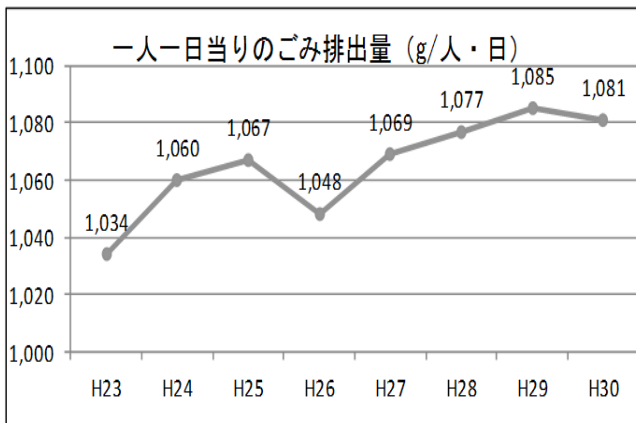
年 度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
ごみ排出量	分別ごみ	燃やすごみ	10,976	11,140	11,097	10,907	11,010	11,055	11,099	10,881
		カン・ビン・ペット	579	586	569	548	560	517	512	491
		プラ製容器包装	728	725	701	670	665	707	707	681
		埋立ごみ(側溝汚泥含む)	639	703	743	680	692	638	647	700
		粗大ごみ	64	84	111	102	109	111	128	141
		小計(t)	12,986	13,238	13,221	12,907	13,036	13,028	13,093	12,894
	古紙回収量	749	772	753	676	656	585	525	501	
	資源物集団回収量	815	812	767	750	725	711	643	614	
	計(t)	14,550	14,822	14,741	14,333	14,417	14,324	14,261	14,009	
	1人1日あたり(g)	1,034	1,060	1,067	1,048	1,069	1,077	1,085	1,081	
リサイクル量	分別ごみ	カン(スチール)								
		カン(アルミ)	300	316	329	315	283	278	275	263
		その他鉄								
	ビン	226	231	232	222	206	188	192	197	
	ペットボトル	108	117	112	108	103	109	109	111	
	プラ製容器包装	718	701	658	610	677	685	686	697	
	その他	232	260	317	297	290	282	384	337	
	小計(t)	1,584	1,625	1,648	1,552	1,559	1,542	1,646	1,605	
	古紙回収量	749	772	753	676	656	585	525	501	
	資源物集団回収量	815	812	767	750	725	711	643	614	
計(t)	3,148	3,209	3,168	2,978	2,940	2,838	2,814	2,720		
リサイクル率(%)	21.6	21.7	21.5	20.8	20.4	19.8	19.7	19.4		

資料：市民生活課

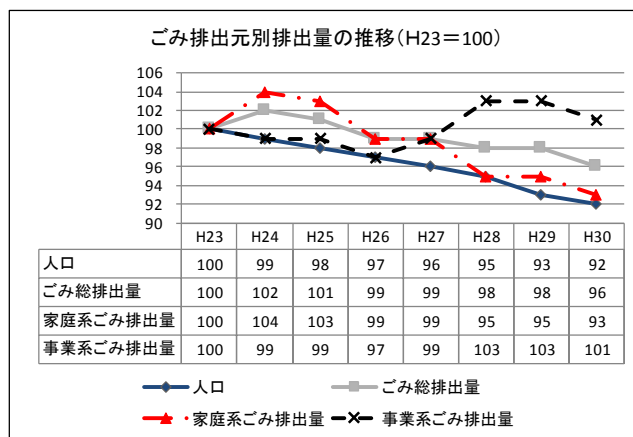
排出元別排出量

	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ総排出量(kg)	14,333	14,417	14,324	14,261	14,009
家庭系ごみ排出量(kg)	8,908	8,876	8,561	8,533	8,379
事業系ごみ排出量(kg)	5,425	5,541	5,763	5,728	5,630
家庭系ごみ割合(%)	62.2%	61.6%	59.8%	59.8%	59.8%
事業系ごみ割合(%)	37.9%	38.4%	40.2%	40.2%	40.2%

資料：市民生活課



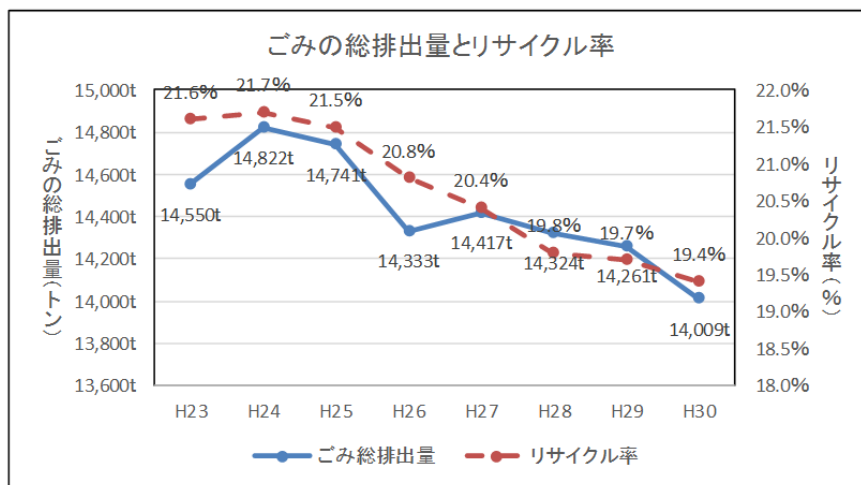
資料:市民生活課



資料：市民生活課

○リサイクル 【資料-2 基本方針 2(3)参照】

・平成30年度のリサイクル量は2,720tで、リサイクル率は19.4%でした。リサイクル率の更なる向上が必要です。



資料：市民生活課

○不法投棄 【資料-2 基本方針2(3)※参照】

- ・ごみのポイ捨てや山林、空き地における家庭ごみ、産業廃棄物の不法投棄防止については、「ごみゼロ運動」などにより啓発を行っています。
- ・ごみの不法投棄防止に向けて、町内会や関係団体、関係機関と協力し、啓発活動やパトロールを行っています。
- ・現場の調査や通報などにより不法投棄場所が確認された場合も、町内会や関係団体、関係機関と協力し、原因者による原状回復指導やその後の監視などに取り組んでいます。今後も不法投棄の未然防止と不法投棄の早期発見・早期対応が必要です。

不法投棄発見件数					
	H26	H27	H28	H29	H30
発見件数	31	44	55	47	40

資料：市民生活課

不法投棄物撤去状況

年度	テレビ (台)	エアコン (台)	洗濯機 (台)	冷蔵庫 (台)	タイヤ (本)	消火器 (本)	バッテリー (個)	パソコン (台)
H26	10			2	27	2	5	
H27	10			1	29	5		
H28	7		1	2	28	2	3	
H29	5			2	31	8		
H30	1				37	4		

資料：市民生活課

(2) 施策の取組状況

(ア) 3R運動の意識の啓発 (市民生活課)

「ごみを減らす(リデュース)」、「繰り返し使う(リユース)」、「資源として再利用(リサイクル)」の3R(スリーアール)意識の高揚推進のため、広報による啓発、古着等リサイクル回収のイベントの実施、処理施設の見学会などを行っています。

(イ) 多量にごみを排出する事業者に対するごみ減量計画策定の指導 (市民生活課)

小千谷商工会議所と連携し、会議所だよりの配布にあわせ「ごみ減量のためのチラシ」を事業所に配布し、ごみ減量の啓発を行いました。

	配布回数	配布事業所数
ごみ減量のためのチラシ	4回	約1,000事業所

資料：市民生活課

(ウ) ごみの分別や出し方の周知 (市民生活課) 【資料-2 基本方針 2(3)7参照】

ごみの減量化、資源化と適正処理を円滑に行うため、市民にわかりやすい「ごみの分け方・出し方」のチラシの作成に努めています。

チラシは全戸に配布するとともに、市のホームページでも「ごみの分け方・出し方」を掲載し周知しています。

また、小千谷市に転入された方や希望する方に、「ごみの分け方・出し方」のチラシとともに、「ごみの分別冊子」を配布しています。



ごみ排出量等の実績と目標		H30 年度(実績)	H32 年度(目標)	H37 年度(目標)
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	資源物含む	1,081	967	900
	(資源物含まず)	(1,033)	(903)	(827)
総排出量	t/年	14,009	12,597	11,151
計画収集量	t/年	13,395	11,765	10,251
資源物集団回収	t/年	614	832	900
リサイクル量	t/年	2,720	2,771	2,565
リサイクル率	%	19.4	22.0	23.0

資料：小千谷市一般廃棄物処理基本計画

ごみの分別区分と回収方法			
分別区分	回収方式	収集回数	搬入先
燃やすごみ(可燃粗大除く)	ステーション	3回/週	サンククリーン時水
埋立ごみ(金属、ガラス、陶磁器、プラ類)	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
空カン、空ビン	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	2回/週	クリーンスポット大原
古紙類	ステーション	1回/月	古紙再生業者
粗大ごみ(不燃)10kg程度以下	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃)10kg以上	直接搬入	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ(可燃)長さ60cm程度以上	直接搬入	—	サンククリーン時水
収集しないごみ	—	—	購入先・専門店など

資料：小千谷市一般廃棄物処理基本計画

(エ) 環境への配慮やリサイクルの推進に合致した適正なごみ処理の推進 (市民生活課)

ペットボトルのラベルは、これまでペットボトルにつけたまま回収していましたが、平成29年度から、ラベルを剥がし、プラスチック製容器包装として収集することに変更しました。

平成30年度には、埋立ごみとして収集していたモバイルバッテリーなどの小型充電式電池について、リサイクル工場での発火トラブルが全国的で近年増加していることから、「有害・危険物」に分別を変更し収集しています。

(オ) 市民のごみ減量化に対する意識啓発 (市民生活課) 【資料-2 基本方針2(3)イ参照】

マイバッグの使用や小千谷市のごみ処理費用の状況などを広報により周知し、市民のごみ減量に対する意識の啓発に努めています。

(カ) レジ袋削減の推進 (市民生活課)

レジ袋などプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。

小千谷市では、毎年、マイバッグ持参によるレジ袋の削減の啓発に取り組んでいます。

また、小千谷市消費者協会が10月に実施した調査では、「マイバッグをいつも持参する」と回答した人と「ときどき持参する」と回答した人を合わせると約9割の方が買い物にマイバッグを持参しており、レジ袋削減の意識が高いことが伺われます。

(キ) 生ごみの堆肥化の推進 (市民生活課) 【資料-2 基本方針 2(3)ㄎ参照】

家庭から排出される燃やすごみの約7割を生ごみが占めていることから、生ごみの水切りの励行とともに生ごみを減量し、たい肥としての資源利用を図るため、生ごみ処理機の購入設置者に対して補助を行っています。

		H26	H27	H28	H29	H30
生ごみ処理 機購入補助 数	肥化容器	14台	25台	15台	11台	1台
	電動処理機	3台	9台	3台	2台	3台
	計	17台	34台	18台	13台	4台

資料：市民生活課

(ク) 食品ロス削減の推進 (市民生活課)

平成27年度から、生ごみの減量化を図るため、市内の鮮魚会席組合加盟店、旅館組合加盟店と連携し「おちやのごっつお食べ切り運動」に取り組んでいます。

また、平成28年度からは「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入し、47都道府県、326市区町村と情報の交換を行っています。

(ケ) 不用品の回収と再利用の促進 (市民生活課) 【資料-2 基本方針 2(3)ㄏ参照】

リサイクルプラザで不用品の回収を行い、希望する市民に無料で提供しています。

		H26	H27	H28	H29	H30
リサイクルプラザ 利用件数	受入	152件	153件	138件	157件	224件
	引渡し	129件	137件	126件	151件	210件

資料：市民生活課

図書館では、閲覧に供している雑誌や図書のうち、一定の保存年限の経過したものや不用になったものを対象に、リサイクル市を開催し、希望者に無料で提供しています。

また、子育て支援センターわんパークで、「キラキラリサイクルデー」を開催し、不用になった子ども服や紙オムツなど約600点を回収し、希望者に無料で提供しました。

(コ)市民参加のリサイクル活動の促進 (市民生活課) 【資料-2 基本方針2(3)㉞,㉟参照】

・資源物集団回収奨励金事業

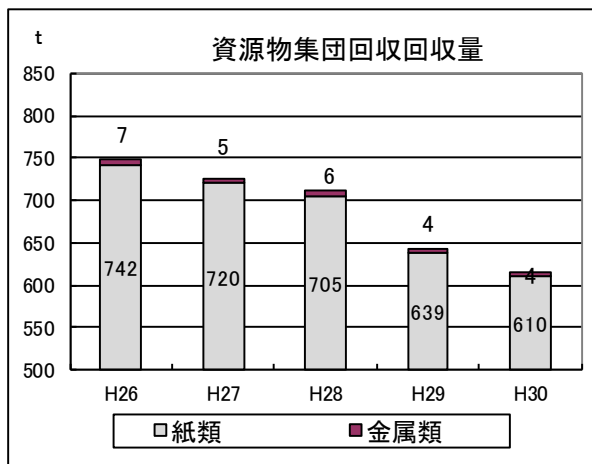
新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボール、牛乳パック、スチール・アルミ缶の資源物の回収を行う団体の活動に奨励金を交付しています。主に町内会、PTA、子ども会が活動を行っています。

・家庭で不用となった古着、靴・カバンや食器など再利用できるものを春と秋の2回、市役所駐車場でイベント回収しています。(イベント名：古着等リサイクル回収)

平成30年度は、14,600kgの古着等を回収しました。回収した古着等は、東南アジアへ輸出され再利用されています。

・古紙回収

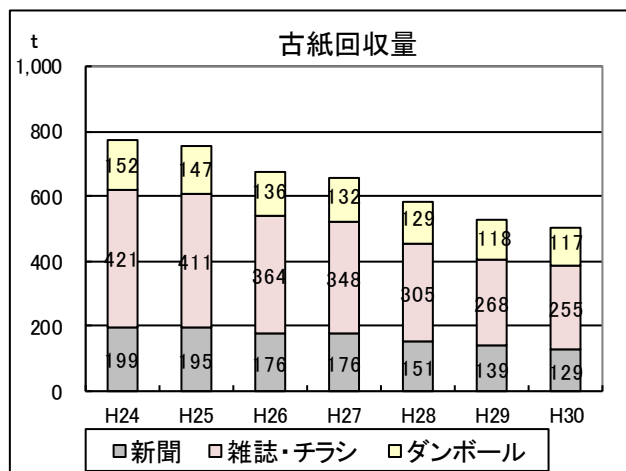
可燃ごみの減量と紙類の資源化を図るため、月1回、新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボールのステーション回収を行っています。



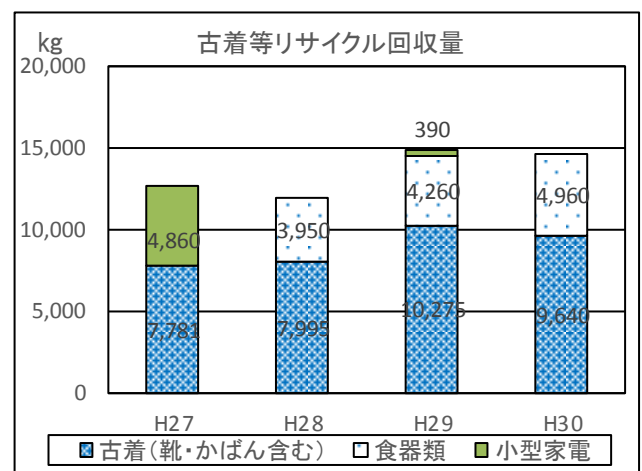
資料：市民生活課



古着等リサイクル回収



資料：市民生活課



資料：市民生活課

(サ) 新たなリサイクル品目の回収 (市民生活課) 【資料-2 基本方針 2(3)キ参照】

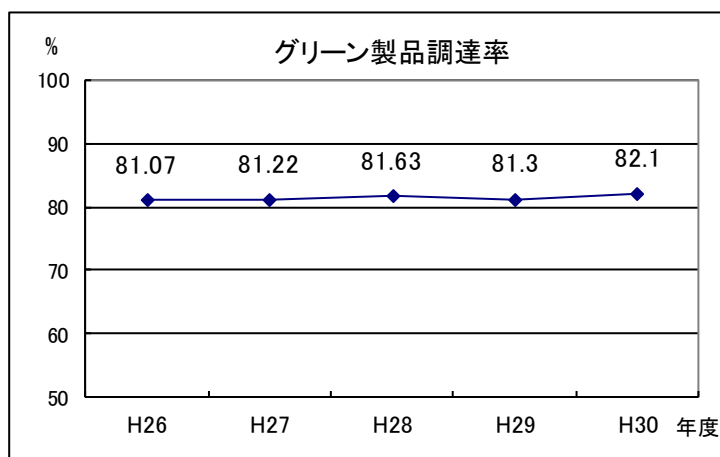
平成27年度から家庭で不用になった古着を、平成28年度からは古着のほか、食器類や靴・カバンのイベント回収に取り組んでいます。

また、平成29年度は「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。平成31年3月31日までの回収受付終了までに市役所などに設置した回収ボックスで携帯電話65台、7.5kgを回収しました。

今後も、新たなリサイクル品目の回収について研究・検討します。

(シ) グリーン製品の購入の促進 (企画政策課) 【資料-2 基本方針 2(3)ケ参照】

市民や事業者のグリーン製品の購入に対する意識を啓発するとともに、市は率先して庁舎用として環境への負荷の少ない物品を優先的に調達しています。



※環境への負荷の少ない物品とは、エコマークが付いているもの、再生品を使用しているものなどをいう。

資料：市民生活課

(ス) 環境美化意識の向上 (市民生活課)

町内から選出された衛生班長で組織する「衛生班長連絡協議会」と連携し、「ごみゼロ運動」などの美化運動の実施により、市民の環境美化意識の向上に取り組んでいます。

- ・平成30年度 衛生班長 114名
- ・ごみゼロ運動 P26 (オ) 参照

(セ) 不法投棄防止の監視、パトロール体制の構築 (市民生活課) 【資料-2 基本方針 2(3)参照】

■ 県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等の実施

市職員が県知事から産業廃棄物に係る立入検査権の併任辞令を受け、産業廃棄物の適正処理の指導を行っています。

- ・平成30年度 立入検査及び指導はありません。

■ 環境パトロール

パトロール員が不法投棄されやすい場所や、衛生班長等から連絡があった場所のパトロールを行っています。平成27年度からはシルバー人材センターに委託し、2名体制で監視パトロールと不法投棄された廃棄物の撤去を行っています。

- ・平成30年度 1回 6.5時間×35回実施 (4月～11月) 撤去量：約 1,395 kg

■ 長岡・柏崎地区廃棄物不法処理防止連絡協議会

県や長岡・柏崎地域の関係市町、産廃協会などと協議会を設立し、不法投棄防止に向けて取り組んでいます。

- ・平成30年度 連絡協議会 1回開催

(ソ) 産業廃棄物の処理に関する監視・指導 (市民生活課)

小千谷市との公害防止協定を締結した産業廃棄物処理施設の焼却炉排ガスに係るダイオキシン類の測定検査を行っています。

- ・平成30年度 1回実施 検査結果：異常なし

(タ) 不法投棄の早期発見・早期対応 (市民生活課)

不法投棄の防止と早期発見の環境パトロールを行っています。

不法投棄が発生した場合、原因者負担を基本とした原状回復のため、町内会等と連携し調査・指導を行っています。

原因者が不明の場合は、町内会や小千谷市衛生班長連絡協議会と原状回復を図るとともに、不法投棄防止のための看板の設置を行っています。

- ・平成30年度 町内会等との連携による原状回復件数 3件

第3節 地球環境保全を意識し、行動していく

～「一人ひとりがムダをなくす努力をし、

地球へのやさしさを感じるまち」をめざして～

第3節 地球環境保全を意識し、行動していく

1 地球環境問題への対応

(1) 現状と課題

○地球温暖化

- ・私たちの生活や経済活動を支えるため大量のエネルギーが消費されています。特に主要なエネルギー源である化石燃料の燃焼による膨大な量の二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因となっています。このまま排出量を抑制しなければ、地球温暖化が更に進行し、熱波や干ばつ、暴風雨といった異常気象、海面の上昇、生態系の変化など、自然環境や生活環境への深刻な影響が懸念されています。
- ・温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、地球温暖化防止対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

○オゾン層の破壊

- ・オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守る役割を果たしており、これが破壊されると地上への有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんや白内障などの健康被害や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。
- ・オゾン層破壊の原因となっているフロン類は、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒などに広く使用されてきました。これらの機器が破棄される際にフロンガスを大気中に発生させることなく、完全に回収し適正に処理することが必要です。
- ・市では平成13年の家電リサイクル法施行後、主に除湿機からフロンの回収を行っています。

○酸性雨

- ・水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。新潟県の調査では、本県の雨も酸性を示していることが判明しており、国境を越えた広域的な環境問題であるため国や県と連携して対策をとることが必要です。

■pH年間平均値 ※pH: 0~6 (酸性) < 7 (中性) < 8~14 (アルカリ性)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
長岡市	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.5	4.8
南魚沼市	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.9

資料：新潟県

(2) 施策の取組状況

(ア)地球温暖化問題に関する情報提供 (市民生活課)【資料-3 基本方針3 (1)ウ参照】

- ・平成30年度 広報1回掲載

(イ)森林の維持管理や植樹活動の支援 (農林課)

二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理や植樹活動を支援しています。

(ウ)オゾン層保護及び酸性雨の防止の啓発 (市民生活課)

- ・平成30年度 未実施

(エ)フロンの適正処理の推進 (市民生活課)

家庭で使用する除湿機など、フロンを含む製品がごみとして出された場合、フロンを抜き取るなど適正に処理を行っています。

フロンの処 理状況	年 度	H26	H27	H28	H29	H30
	回収量(kg)	8.6	0.0	8.8	3.0	1.7

資料：市民生活課

(オ)公用車への低燃費車・低公害車への切り替え(総務課)【資料-3 基本方針3 (1)エ参照】

公用車に更新の際には、天然ガス自動車をはじめとする低燃費車・低公害車への切り替えを進めています。

- ・平成30年度 低排出ガス車へ2台切替

【その他】

- ・クールビズの取組 期間：5～9月 冷房の温度を28℃に設定。
- ・ノーマイカーデー 11施設,約280名から意思表示あり。
- ・ライトダウン 毎月第3水曜日実施

2 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進

(1) 現状と課題

○省エネルギー

- ・化石燃料を中心としたエネルギーの大量消費は、資源の枯渇とともに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大量排出し、地球温暖化が深刻化しています。
- ・当市では平成20年に「小千谷市の事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画」を策定し、電気やガスの使用量削減に取り組むとともに、市庁舎などの照明設備をLED化するなどの省エネルギー対策を推進しています。
- ・市民及び事業所でも省エネルギーへの関心と行動の実践率は高くなっています。事業活動による環境への負荷低減に向けてISO14001を取得し、積極的に取り組んでいる事業所もあります。今後は各主体が省エネルギー機器などの導入をより一層進めるなど、エネルギーの効率的な利用を更に促進することが必要です。

○新エネルギー

- ・化石燃料に代わる太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入や国の補助金などにより、導入が進んでいます。
- ・豪雪地帯に位置する当市では従来から雪氷熱の利用に取り組んでおり、民間団体では集めた雪の中に農産物や酒を貯蔵し、高付加価値化に取り組んでいます。
- ・しかし、新エネルギーの導入などに関して意欲はあるものの、経済的な負担や当市に適した新エネルギーが見当たらないという声も寄せられています。今後はエネルギーミックスなどの動向を注視しながら、当市の環境特性も踏まえた新エネルギーの活用について取組を進めていくことが必要です。

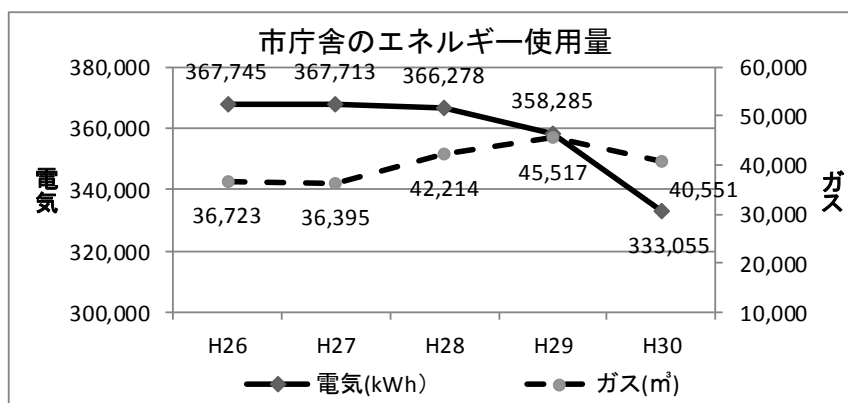
(2) 施策の取組状況

(ア)省エネルギー行動の推進 (市民生活課) 【資料-3 基本方針 3 (1)ウ,ク参照】

家庭や事業所での省エネルギー行動を推進するため、節電や省エネルギーに関する情報の提供を行っています。

(イ)市有施設等での節電・省エネルギー対策の推進 (総務課) 【資料-3(2)ア〜キ参照】

市では、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市有施設での節電・省エネルギー対策に取り組んでいます。



資料:市民生活課、ガス水道局

(ウ)市有施設への省エネルギー設備の導入の推進(企画政策課) 【資料-3 基本方針 3(2)エ参照】

- ・平成30年度 小千谷市エネルギービジョン策定に取り組むことを決定

(エ)「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定の検討

(企画政策課、市民生活課)

- ・平成20年2月に「小千谷市の事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成25年3月に一部見直しを行い、市のすべての事務・事業によって排出される温室効果ガスの発生抑制に率先して取り組んでいます。
- ・継続して「区域施策編」の策定について検討します。

(オ)ノーマイカーデーやライトダウンの実施 (総務課) 【資料-3 基本方針 3(2)イ,ウ参照】

市役所におけるノーマイカーデー「地球とあなたの健康デー」を、4月から11月の間、11施設で約280名が取り組みました。

また、6月から毎月第3水曜日に市本庁舎でライトダウンを実施しました。今後も取組みを継続しながら、家庭や企業での実施を推進します。

(カ)環境に配慮した運転の啓発 (市民生活課) 【資料-3 基本方針 3(2)オ参照】

防犯灯のLED化やアイドリングストップなど、環境に配慮した運転を啓発に努めています。

(キ)新エネルギーに関する情報提供と導入への意識啓発 (企画政策課)

【資料-3 基本方針3 (2)ケ参照】

新エネルギーに関する国の補助制度の動向を注視し、制度の活用などについて、市民や事業者
に情報提供を行い、導入への意識啓発を行っています。

(ク)市有施設への新エネルギー設備の導入の推進(企画政策課)【資料-3 基本方針3(2)カ,キ参照】

- ・市庁舎駐輪場と片貝総合センターに太陽光発電設備が設置されています。
- ・また、小千谷小学校には太陽光及び風力発電を利用する街灯が設置されています。

(ケ)雪を活かす研究への支援 (企画政策課)

雪室貯蔵施設スノーランド池ヶ原では、雪を利用して米、野菜、リンゴなどの農産物や酒を貯蔵し、市場流通への安定供給と付加価値化に取り組んでいます。

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

～「みんなが環境に対する高い意識を持ち、

お互いに助け合い行動するまち」をめざして～

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

1 環境情報の共有

(1) 現状と課題

- ・当市では広報やホームページなどを通じて環境に関する情報を提供しています。
- ・今後の課題として、市民・事業者・市が環境情報などを交換するためのネットワークを築き、連携、協力して環境保全の取組を進めて、各主体が持っている環境情報をお互いに共有・活用していくことが必要です。

(2) 施策の取組状況

(ア) 環境情報のわかりやすい提供 (市民生活課) 【資料-3 基本方針 4(1)7参照】

広報やホームページを用いて、ごみの分別・3R、食品ロスの削減、不法投棄防止、クマ目撃情報の提供などの環境情報を分かりやすく提供しています。

- ・平成30年度 広報 24回掲載

(イ) 環境保全活動の情報提供と相互活用の推進 (市民生活課)

- ・平成30年度末 環境保全活動に取り組むNPO法人 3団体

(ウ) ホームページの活用による環境情報の共有と活用 (市民生活課)

- ・平成30年度 検討中

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 現状と課題

- ・市内の学校においては、小学校1、2年生が生活科の学習で、自然や動植物にふれ合う活動を通して身近な環境に親しむことの大切さを学んでいます。
- ・小学校3年生から中学校までの児童・生徒は、各教科や総合的な学習の時間の中で自然や地域と積極的に関わる体験を通じ、自然愛護の意識を高め、環境保全の重要性を学んでいます。
- ・子どもの頃から環境教育を行うことは、情操を豊かにするだけでなく、環境保全や環境問題に関心をもつ人材を育成する面からも非常に大切です。
- ・全市的に環境保全活動を広めていくためには、大人の環境意識の向上に向けた環境学習も重要です。
- ・環境教育・環境学習を進めるためには、専門的知識を持った人材が求められており、リーダーとなって実践できる人材の育成することが必要です。
- ・地域と連携していくことで、持続可能社会の実現していくことが必要です。

(2) 施策の取組状況

(ア) 充実した環境教育の推進（学校教育課）【資料-3 基本方針 4(2)ア, イ参照】

市内には、小学校 8 校、中学校 5 校、総合支援学校 1 校があります。各学校では、環境教育全体計画の作成、見直しを図り、充実した環境教育を推進しています。

環境教育全体計画に基づき、学校林や緑の少年団の活動、サンククリーン時水やクリーンスポット大原の廃棄物処理施設の見学などにより、ごみや環境について学習を行っており、3Rを始めとして環境問題を考えるきっかけになっています。

また、学校周辺や地域のごみ拾い、資源物集団回収などを通して、ものを大切にする心や環境の大切さを学んでいます。

- ・平成 30 年度 環境学習等各校 1 回以上実施

環境保全活動（抜粋）

和泉小学校 資源物集団回収

千田小学校 地域クリーン作戦

小千谷中学校 リサイクル活動

千田中学校 スクールエコ活動（節電・節水）

その他、自然観察会、施設見学等を実施しています。



時水清掃工場の見学



自然環境学習（郡殿の池）



水路の生き物調査



リサイクル活動

(イ) 家庭や地域における環境教育・環境学習の推進(生涯学習課)【資料-3 基本方針4(2)ウ参照】

地域では、環境美化活動や資源物集団回収事業が行われています。

また、星空や昆虫の親子自然観察会など、自然と触れ合う公民館事業には、多くの親子が参加しています。

・平成30年度 主な公民館事業や地域の取組

月	名 称	月	名 称
4月	春山探検とおにぎりパーティー 親子自然観察会(植物観察)	9月	ワシ・タカの渡り観察会
5月	親子自然観察会(星空観察) 春の野鳥観察会	10月	戊辰150年記念事業 小千谷小学校 劇「学校の創生」
6月	春のバラ鑑賞会 ハーブを楽しむ会	1月	市内各地で「さいの神」
7月	親子自然教室(昆虫観察) 親子自然教室(星空観察)	2月	鳥追い
8月	森でブランコあそび	3月	春山トレッキング教室

(ウ) 環境保全活動に必要な機材などの提供や人材の派遣 (生涯学習課、市民生活課)

【資料-3 基本方針4(2)エ参照】

- ・平成30年度 町内会や団体で行う地域の清掃活動にボランティア袋、汚泥袋を支給し、無料で回収を行っています。

(エ) 身近な森林や水辺の保全 (建設課、農林課)

環境教育の場として身近な森林や水辺の保全に努めています。

- ・自然とふれあう場の整備 P22(2)参照

(オ) 自然とふれあう自然観察会の実施 (生涯学習課)

市民団体などと協力し、自然とふれあう自然観察会などを開催しています。

- ・(イ)家庭や地域における環境教育・環境学習の推進 参照

(カ) 人材の育成 (生涯学習課、市民生活課)【資料-3 基本方針4(2)エ参照】

地域や市民団体、学校等が行う環境保全活動や環境学習に対し、助言や参加などの環境教育ができる人材の育成に努めていますが、厳しい状況です。

3 地域における環境活動とパートナーシップの推進

(1) 現状と課題

- ・当市においては、地域の環境活動の推進を図るため、各町内の衛生班長と連携し、昭和63年から「ごみゼロ運動」による地域の清掃活動などの地域の環境保全活動を行っています。
- ・環境保全活動を行っている団体は、町内・PTA・事業所などがありますが、多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市がパートナーシップを築き、協働で活動していく必要があります。

(2) 施策の取組状況

(ア) 地域団体の環境保全活動の支援（市民生活課）

市では、市内一斉清掃の日（ごみゼロの日）だけでなく、町内、PTAなどが地域で取り組む環境美化活動にごみ袋や土のうなどの資材を無償で支給しています。

平成30年度 環境美化活動団体数と資材支給数							
	参加団体数	参加人数	支給資材				
			燃やす袋		埋立袋		土のう
			大	小	大	小	
一斉清掃日	66	6,637	3,713	1,531	2,927	1,723	2,894
上記以外	84	3,966	1,540	518	1,087	558	1,833
合計	150	10,603	5,253	2,049	4,014	2,281	4,727

(イ) 事業所の環境保全の取組への支援（市民生活課）

複数の事業所が協力して実施したごみ拾いなどの環境美化活動で発生したごみを無料で処理しています。

- ・平成30年度 1件

(ウ) 「緑の少年団」「こどもエコクラブ」などの活動の支援（市民生活課、農林課）

【資料-3 基本方針4(3)イ参照】

真人地区の「真人緑の少年団」の募金活動や植樹、花壇の整備等の活動の支援に努めています。

- ・平成30年度 募金活動回数 1回、植樹回数 1回

(エ) 市民と連携した環境保全活動の推進(市民生活課)【P26(オ)環境美化意識の高揚のための啓発】再掲
衛生班長と協力して、ごみゼロ運動など地域における環境保全活動に取り組んでいます。



ごみゼロ運動

(オ) 環境保全活動の情報提供 (市民生活課) 【資料-3 基本方針 4(3)ア参照】

広報等により、環境情報の提供に努めています。

- ・平成30年度 情報提供回数 36回

資料編

1. 取組指標 資料-1
2. 環境基準 資料-4
3. 用語解説 資料-7
4. 小千谷市環境基本条例 資料-11

1. 取組指標

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

指標名	基本数値 (H26)	一年前値 (H29)	現況値 (H30)	達成 状況	目標値 (R7【H37】)	担当課
基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく						
施策の方向 (1) 森林の保全						
ア 森林面積	6,501ha	6,479ha	6,476ha	▼	現状維持	農林課
イ 特用林産物年間生産高	337.1t	271t	308.7t	▼	340t	
ウ 天然林面積	3,870ha	3,862ha	3,841ha	▼	現状維持	
エ 森林の保全運動参加者数	229人	348人	265人	△	300人	
オ 森林に関する普及啓発回数	3回	0回	2回	▼	4回	
カ 国土調査進捗率	24.8%	26.1%	26.4%	△	28.0%	
施策の方向 (2) 農地の保全・活用						
ア 耕作放棄地（荒廃農地A分類）	39.1ha	22.3ha	17.1ha	○	現状維持	農林課
イ 経営耕地面積	2,549ha	2,824ha	2,824ha	○	現状維持	
ウ 減農薬・減化学肥料栽培面積 水田	1,518ha	788.0ha	1,209ha	▼	1,800ha	
畑	12.3ha	0ha	0.9ha	▼	13ha	
エ 水田の区画整理（30a以上）整備率	58.5%	59.0%	59.2%	△	64.0%	
オ 新規就農者数（10年間の累計）	－	6人	15人	○	15人	
カ 認定農業者数	257人	321人	316人	△	340人	観光交流課
キ 市民農園数・区画数	1か所 84区画	1か所 84区画	1か所 84区画	○	1か所 84区画	
ク 農村交流公園か所数・滞在型市民農園区画数	1か所 30区画	1か所 30区画	1か所 30区画	○	1か所 30区画	
ケ 農地に関する普及啓発回数	2回	1回	1回	▼	2回	
施策の方向 (3) 水辺環境の保全						
ア 多自然型水路の整備延長	2,509m	2,513m	2,633m	○	2,600m	建設課
イ 信濃川クリーン作戦の実施回数	1回	1回	1回	○	1回	
施策の方向 (4) 水資源の保全						
ア 水資源の有効利用に関する情報提供回数	2回	2回	2回	○	2回	ガス水道局
イ 市内一戸当たりの年間水道使用量	249m ³	245m ³	241m ³	○	H26年度値 10%減	
ウ 水道管路更新率（年間）	0.15%	0.38%	0.31%	○	0.22%	
エ 油流出事故防止の啓発回数	2回	2回	2回	－	4回	市民生活課
施策の方向 (5) 生態系の保全						
ア 生き物調査回数	－	0回	0回	▼	2回	市民生活課 生涯学習課
イ 外来種による生態系攪乱防止啓発回数	－	1回	1回	▼	2回	市民生活課
施策の方向 (6) 自然とのふれあいの推進						
ア 自然とふれあう場の整備か所数	9か所	9か所	9か所	－	10か所	建設課 農林課 観光交流課
イ 自然観察会等自然とふれあう活動の実施回数・参加者数	8回 151人	5回 66人	5回 147人	▼	10回 200人	学校教育課 生涯学習課 市民生活課
ウ 遊歩道等の整備か所数	11か所	11か所	11か所	－	12か所	建設課 農林課 観光交流課

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

指標名	基本数値 (H26)	一年前値 (H29)	現況値 (H30)	達成 状況	目標値 (R7【H37】)	担当課
基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく						
施策の方向 (1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進						
ア 指定文化財件数(国・県・市) うち、天然記念物	47件 6件	47件 6件	47件 6件	－ －	50件 7件	生涯学習課
イ 登録有形文化財件数(建造物)	－	7件	7件	○	7件	
ウ 郷土芸能の支援に関する補助団体数	1団体	1団体	1団体	－	2団体	観光交流課
エ 観光客数	1,039,684人	1,174,914人	1,111,575人	○	1,100,000人	
オ 「ごみゼロ」運動参加人数	10,571人	10,895人	10,603人	△	12,000人	市民生活課
カ 都市公園数	14か所	14か所	14か所	－	15か所	建設課
キ 農村公園数	3か所	4か所	4か所	○	4か所	農林課
ク 児童公園数(市管理施設)	2か所	2か所	2か所	○	2か所	社会福祉課
ケ 一人当たり都市公園整備面積	16.2㎡/人	16.8㎡/人	16.8㎡/人	△	18.3㎡/人	建設課
コ 街路樹設置総延長	2,439m	2,439m	2,439m	○	現状維持	
サ 除雪道路総延長(消雪パイプ、機械除雪)	255,149m	258,257m	259,165m	○	256,000m	
シ 克雪住宅補助件数	2,592件	2,696件	2,739件	△	3,200件	
ス 雪を活用したイベントの開催回数	10回	13回	12回	○	12回	
施策の方向 (2) 公害のないまちづくりの推進						
ア 信濃川における水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	100%	○	100%	市民生活課
イ 市内主要7河川の信濃川環境基準(A類型:BOD 2.0mg/L)	85.7%	100%	100%	○	100%	
ウ 騒音に関する環境基準達成率	83.3%	83.3%	91.7%	△	100%	市民生活課 ガス水道局
エ 生活排水処理率	93.0%	94.0%	94.2%	△	99%	
オ 河川農薬検査結果	0/7	0/7	0/7	○	0/7	市民生活課
カ 典型7公害に関する苦情件数	16件	19件	17件	▼	10件	
キ 広報等による環境に関する情報提供の回数	7回	10回	10回	○	10回	観光交流課
ク 生活交通(バス・乗合タクシー)運行路線数	13路線	13路線	13路線	－	14路線	
ケ 公共下水道水洗化率	92.1%	94.1%	94.5%	△	95.7%	ガス水道局
コ 農業集落排水水洗化率	96.9%	97.4%	97.5%	△	97.9%	
サ 合併処理浄化槽設置数(累計)	328基	341基	333基	△	368基	市民生活課
シ 放射線に関する普及啓発回数	10回	3回	5回	▼	10回	危機管理課
ス 水道水等の放射能調査回数	月1回	12回	12回	○	月1回	ガス水道局
セ 給食用食材の放射性物質検査回数	週1回	－	－	▼	週1回	学校教育課 社会福祉課
ソ 廃棄物処理施設の放射線測定回数	月1回	月1回	月1回	○	月1回	市民生活課
取組の方針(3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進						
ア ごみ減量やごみ処理に関する情報提供回数	9回	9回	9回	－	10回	市民生活課
イ ごみ減量に関する講座や処理場見学会等 実施回数・参加人数	19回 561人	17回 595人	19回 575人	△	20回 600人	
ウ 一人1日当たりのごみ排出量	1,048g	1,085g	1,081g	▼	900g	
内訳 家庭系	651g	649g	647g	△	560g	
事業系	397g	436g	434g	▼	340g	
エ リサイクルプラザ不用品再利用率	93.5%	96.2%	93.8%	△	100.0%	
オ 資源物集団回収年間回収量	749t	643t	613t	▼	900t	
カ 古紙年間回収量	676t	525t	501t	▼	800t	
キ 古着など年間回収量	－	14.5t	14.6t	○	5.2t	
ク 生ごみ処理機器購入補助数(年間)	14台 3台	11台 2台	1台 3台	▼ －	50台 30台	
ケ グリーン製品調達率	81.1%	81.3%	82.1%	△	85%	企画政策課
コ ごみリサイクル率	20.8%	19.7%	19.4%	▼	23%	市民生活課
サ 環境パトロール実施回数	31回	35回	35回	△	40回	

【達成状況】達成：○、【未達成のものはH26との比較】変化無し：－、向上：△、低下：▼

指標名	基本数値 (H26)	一年前値 (H29)	現況値 (H30)	達成 状況	目標値 (R7【H37】)	担当課	
基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく							
施策の方向 (1) 地球環境問題への対応							
ア 市内一世帯当たりの年間電気使用量(電灯)	6,784kWh	データなし	データなし	－	H26年度値 5%減	市民生活課	
イ 市内一件当たりの年間都市ガス使用量(家庭用)	604㎡	606㎡	542㎡	○	H26年度値10%減	ガス水道局	
ウ 地球環境・エネルギーの有効利用に関する情報提供回数	3回	4回	4回	△	5回	市民生活課	
エ 公用車への低公害車・低燃費車導入台数	10台	24台	24台	○	20台	総務課	
施策の方向 (2) 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進							
ア 市庁舎のエネルギー消費量	電気	367,745kWh	358,285kWh	333,055kWh	○	平成26年度値 3%減	総務課
	ガス	36,723㎡	45,517㎡	40,551㎡	▼		
	ガソリン	22,327ℓ	23,129ℓ	22,741ℓ	▼		
	軽油	15,518ℓ	14,651ℓ	14,417ℓ	○		
イ ノーマイカーデーの実施日数	16日	15日	14日	▼	16日		
ウ ライトダウン実施回数	－	2回	10回	○	2回		
エ 道路照明LED化件数	－	33基	34基	○	30基	建設課	
オ 防犯灯LED化補助件数(累計)	127基	624基	1,038基	△	2,000基	市民生活課	
カ 市有施設への省エネ設備導入件数	2施設	2施設	2施設	－	4施設	建設課	
キ 市有施設への新エネルギー導入件数(累計)	3施設	3施設	3施設	－	6施設	企画政策課	
ク 省エネルギーに関する情報提供回数	1回	2回	2回	△	3回	市民生活課	
ケ 新エネルギーに関する情報提供回数	－	1回	1回	△	2回	企画政策課	
基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく							
施策の方向 (1) 環境情報の共有							
ア 広報等による環境・ごみに関する情報提供の回数	13回	56回	36回	○	15回	市民生活課	
施策の方向 (2) 環境教育・環境学習の推進							
ア 市立学校における環境教育の全体計画作成率	100%	100%	100%	○	100%	学校教育課	
イ 市立学校における環境学習等実施回数	各校1回以上	各校1回以上	各校1回以上	○	各校1回以上	学校教育課 市民生活課	
ウ 環境に関するイベントの開催回数	1回	2回	3回	○	3回	市民生活課	
エ 環境カウンセラー登録者数	－	0人	0人	－	2人		
施策の方向 (3) 地域における環境保全活動とパートナーシップの推進							
ア 環境保全に関する市民・事業者・市の協働の取組み件数	2件	2件	2件	－	3件	市民生活課	
イ こどもエコクラブ数	1団体	1団体	1団体	－	3団体		

2. 環境基準

■大気汚染

汚染物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
PM2.5	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下

■公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

【生活環境の保全に関する環境基準：河川】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

備考1：pH⇒水素イオン濃度、BOD⇒生物化学的酸素要求量、SS⇒浮遊物質量、DO⇒溶存酸素量
 2：基準値は、日間平均値とする。
 3：農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/ℓ以上とする。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

【人の健康の保護に関する環境基準：河川】

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン(農薬)	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム(農薬)	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン(農薬)	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ(農薬)	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

■地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

■騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		備考
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 : 70デシベル以下	夜間 : 65デシベル以下
備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	
2 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項に規定する自動車専用道路をいう。	

■自動車騒音に係る要請限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65デシベル	55デシベル
a区域及びb区域のうち2車線を有する道路に面する地域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル
備考1 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 a区域 専ら住居の用に供される区域 b区域 主として住居の用に供される区域 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 2 時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。		

■ダイオキシン類

項目	環境基準	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値
水質	1pg-TEQ/l以下	年間平均値
水底低質	150pg-TEQ/g以下	年間平均値
土壌	1000pg-TEQ/g以下	環境基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合などは、必要な調査を実施

3. 用語解説

【あ】

一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物として定義されます。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。地方自治体が収集・処理・処分の責任を負うことになっています。

エネルギーミックス

一つのエネルギー源に頼らずに水力、火力、原子力、再生可能エネルギーなど、それぞれの特性を十分に踏まえ、バランスよく組み合わせることで安定的に電気をつくること。

小千谷市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定め、市民の健康と生活環境を保全することを目的に制定され、昭和 61 年 4 月から施行されています。公害の防止に関する事業者と市長の協議や協定の締結について定められています。市では本条例に基づき公害の発生のおそれがある事業所と協定を結ぶなど、公害の未然防止と生活環境の保全に取り組んでいます。

おちやのごっつお食べ切り運動

会食・宴会の席での食べ残しを減らすことにより、生ごみの排出量を減少させることを目的に、当市が平成 22 年 11 月から取り組んでいる運動。食べ残した料理は自己責任において持ち帰り、食べきることで、食べ物の生産と調理に関わった人への感謝の気持ちも込めています。

【か】

外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段（人による運搬など）によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のことをいいます。便宜的に、明治以降に定着した種のことを指し、それ以前に移入した種は外来種とはされません。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水を一緒に、沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設です。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件についての、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音に大きさというような数値で定められます。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式です。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者のことをいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりする人のことで、環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するといった環境保全意識の高い消費者をいいます。

グリーン製品

製造や使用に際して環境への負荷を軽減するように設計された製品のことをいいます。

コジェネレーション

一つの燃料源から二つ以上のエネルギーを得る方法です。例えば従来の電力のみ発生させている発電設備の場合、排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていましたが、コジェネレーションシステムでは発電機で電力を供給し、かつ排出ガスや冷却水の廃熱を回収し、冷暖房や給湯などに有効活用します。

【さ】

再生可能エネルギー固定価格買取制度

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令により、燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類が指定されています。産業廃棄物は、排出する事業者処理する責任(自己処理責任)があります。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の環境に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来に渡って享受できる社会のこと。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負担をできる限り少なくする社会のこと。

循環型社会形成推進地域計画

市町村が廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す計画であり、対象地域に整備する施設の種類、規模などの概要を見通して作成します。

生態系

ある地域に生息する生物群集とそれらを取りまく無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことです。現在、人間活動による急激な環境変化などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻が懸念されています。

【た】

多自然型工法

工事対象となる河川などが本来有している生物の生息・生育環境に配慮した工法のことをいいます。「近自然工法」ともいいます。

単独浄化槽

一般家庭に設置する浄化槽のうち、し尿処理のみを目的とする浄化槽です。現在は生活排水処理も行う必要性から新設は認められていません。

低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素やメタンなどの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで極力排出しない経済社会像のこと。

典型七公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のこと。

土壌汚染

産業活動などに伴い土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより土壌や地下水が汚染された状態のこと。

トレッキング

健康増進や自然とのふれあいを目的とした山歩きのこと。

【な】

にいがた「緑」の百年物語

県民が主体となって、21世紀の100年をかけて木を植え、緑を守り育てて、22世紀の県民に「緑の遺産」を引き継ぐための運動です。緑の募金による森林整備や緑の少年団の育成などの活動を行っています。

農業集落排水処理施設

農村（農業振興地域）における生活排水処理施設のことで、下水道よりも小さい規模で生活排水を集め、処理して農業用水路や河川に戻します。

【は】

バイオマス

バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいいます。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があります。

バイオマスは、太陽のエネルギーと水・二酸化炭素を使って生物が光合成により生成した有機物であり、石油・石炭といった化石資源などと異なり、適正に利用すれば枯渇することがない持続的利用が可能な再生資源です。

【や】

有害化学物質

人間や野生生物などに悪影響を及ぼす化学物質であり、ダイオキシン類など環境ホルモンといわれる化学物質も含まれます。国内では特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の導入などによる対策が進められています。

【ら】

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書のこと。

【A～Z】

BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量であり、河川における水中の有機物（家庭や事業所からの排水など）による汚染の程度を示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）

持続可能な社会づくりを実現するために発想し、行動できる人材を育成するための教育のこと。現代社会の課題を身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

PRTR法

（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動届出制度）

人の健康や生態系にとって有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を管理する法律です。事業者は、化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国に届け出をしなければなりません。事業者による化学物質の管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

PM_{2.5}（Particulate Matter：微小粒子状物質）

粒径 2.5 μm （2.5mm の千分の 1）以下の粒子状物質。マイクロ（ μ ）は 100 万分の 1 の単位。2.5 マイクロメートル（ μm ）は髪の毛の太さの 1/30 程度で花粉より小さい大きさとなります。PM_{2.5} は、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物です。PM_{2.5} は粒子が非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられています。

4. 小千谷市環境基本条例

小千谷市環境基本条例

平成15年3月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたって維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減及び環境に配慮した原材料等を利用するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止することによって、公害の発生の抑制を図ること。
- (3) 当市の多様な自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び保全を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的かつ効率的な利用、エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小千谷市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(推進体制の確立)

第11条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を確立するものとする。

(環境審議会)

第12条 当市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、小千谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項で基本的又は重要なこと。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(小千谷市公害防止条例の一部改正)

2 小千谷市公害防止条例(昭和60年小千谷市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健康と生活環境」の次に「(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、小千谷市環境基本条例(平成15年小千谷市条例第13号)第2条第3号に規定する公害をいう。

第12条及び13条を削り、第14条を第12条とする。

平成30年度 小千谷市の環境

令和2年2月

編集 小千谷市市民生活課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号
TEL 0258-83-3509
FAX 0258-82-8664
e-mail shimin@city.ojiya.niigata.jp
